



ベンチャー・リヴァイタライズ 証券投資法人

新投資口発行届出目論見書
2004.1

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

この届出目論見書により行う「ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人」の新投資口 7,500,000,000 円(上限見込額)の募集(一般募集)につきましては、当投資法人は、証券取引法第 5 条により有価証券届出書を平成 16 年 1 月 7 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、募集の発行価格等については、今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても今後訂正が行われることがあります。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

新投資口発行届出目論見書

2004年1月

「ベンチャー、企業再生」ダブルの投資機会

高い成長性が見込まれる未公開ベンチャー企業への投資を行います。

未公開株への投資機会は、ほとんどが機関投資家など一部の投資家に限られており、個人投資家が参加できるものは非常に限られたものしかありません。本投資法人を通じて、継続的に未公開株への投資機会を得ることができます。

企業再生銘柄への投資を行います。

新しい日本のキーワードは“企業再生”です。

現在の日本は、本業が順調であるにもかかわらずバブルの後遺症により本業以外の負の遺産(不動産・株式等への投資の失敗、過大な設備投資、多額な負債、多角化の失敗等)の為に破綻寸前の企業が多く存在しています。

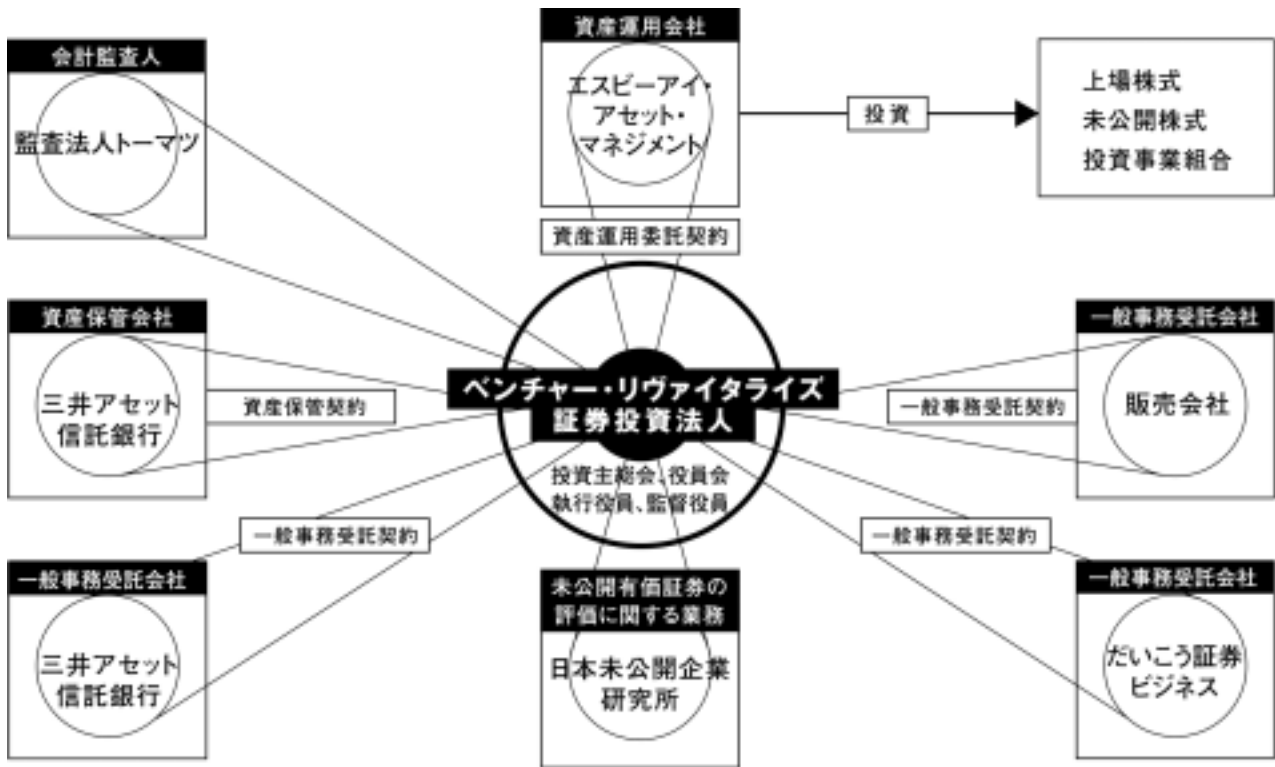
これらの企業は、債務を切り離して経営効率化を行えば優良企業に生まれ変わります。ビジネスモデルが確立している分、ベンチャー企業より早期の上場も可能となります。本投資法人は民事再生法・会社更生法などの適用を受けた企業などへの投資を行います。

上場後 5 年以内の成長企業へも投資

上場してから日の浅い企業の中には、上場により新たな成長ステージに入り、大きな企業成長を遂げる企業が多く存在しています。

本投資法人は、上場または店頭登録後 5 年以内の株式に投資を行うことにより、収益機会を追求します。

本投資法人の仕組み



投資法人……………ベンチャー・リヴァイタイズ証券投資法人
投資口の発行者です。

資産運用会社……………エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社
当投資法人規約および同規定に定める「資産運用の対象および方針」に基づき、本投資法人の資産の運用指図を行います。

資産保管会社・一般事務受託会社・計算事務受託者……三井アセット信託銀行株式会社
有価証券およびその他の資産の保管業務等を行います。投資法人に属する運用資産にかかる計算に関する事務を行います。

一般事務受託者:名義書換等事務受託者……………株式会社だいきょう証券ビジネス
発行する投資口の名義書換に関する事務、機関(投資主総会、役員会)の運営に関する事務、投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務、計算に関する事務(ただし、本投資法人に属する運用資産にかかる計算に関する事務を除きます。)、会計帳簿の作成に関する事務、納税に関する事務当を行います。

未公開有価証券の評価に関する業務受託者……………株式会社日本未公開企業研究所
業務委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、本投資法人に属する運用資産に含まれる未公開有価証券の評価に関する業務を行います。

一般事務受託者:販売会社……………イー・トレード証券株式会社、ウツミ屋証券株式会社、高木証券株式会社、ワールド日栄証券株式会社

投資の基本方針

基本方針

運用資産の運用は、特定資産のうち主としてわが国の未公開企業(民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。)の発行する株式等(以下「未公開株等」という。)および証券取引所及び証券取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社のもので、上場または店頭登録後5年以内の株券等(以下「上場株券等」といいます。)並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく中小企業等投資事業有限責任組合(以下「投資事業組合」といいます。)の出資持分へ投資し運用資産の中・長期的な成長を目指します。

投資態度

投資事業組合の出資持分への投資を含め、未公開株等および上場株券等への投資額の合計(以下「株券等投資額」という。)が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。

ただし、本投資法人設立当初および投資する未公開企業の公開時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。

投資対象

主たる投資対象とする特定資産

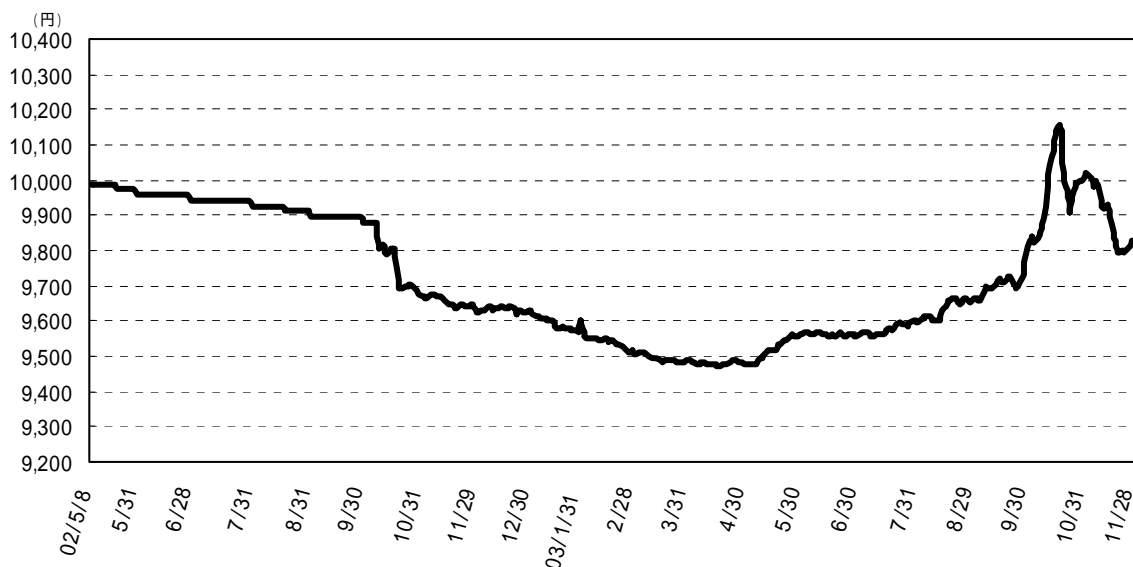
- ・ 未公開株式等
- ・ 上場後5年以内の株券等
- ・ 投資事業組合の出資持分

その他資産(現金同等物)

- ・ 国債、社債等円貨建て債券
- ・ 有価証券先物取引等
- ・ 金融商品(預金、コール・ローン、指定金銭信託、手形、金銭債権等)

運用状況(平成 15 年 11 月末現在)

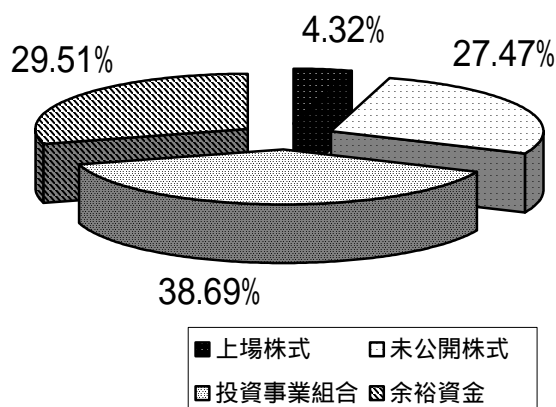
一口当たり純資産額の推移グラフ



一口当たり純資産額当落率表

	1口当たり純資産額騰落率
払込日比	-1.72%
過去1ヶ月	-1.93%
過去3ヶ月	1.73%
過去6ヶ月	2.76%
過去1年	2.13%
過去3年	-
過去5年	-

資産別組入れ比率グラフ



直近の運用状況等については、

当社ホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) および大阪証券取引所ホームページ (<http://www.ose.or.jp/>) (本投資法人が、ベンチャーファンド市場に上場後)をご参照ください。

『企業破綻や事業撤退企業の再生』

企業破綻の原因

- バブル時代の不動産・株式等の本業以外の投資の失敗
- バブル時代の過大投資及び多額な負債
- 負債過多の子会社を抱える
- 企業間競争の激化や業界再編成

事業撤退の原因

- ノコアの事業部門、子会社の整理等
- 外資系企業の日本からの撤退
- 事業継承者の不在

企業再生はなぜ可能なのか

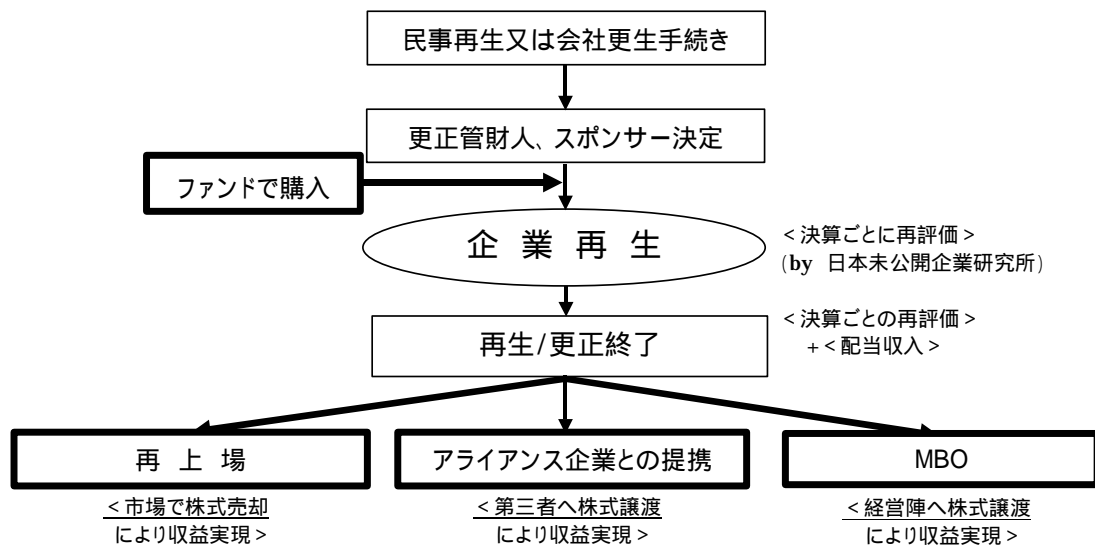
再生の可能性についての デュー・ディリジェンス

- ・業界シェアは高いか？
- ・キャッシュフローは安定的か？
- ・コスト削減、業務効率化の余地があるか？
- ・活用されていない経営リソースはあるか？

民事再生法適用による再建

- ・債権カットによる金融収支の改善
- ・合理化によるコスト削減
- ・迅速な法的整理による会社資産の劣化を最小限に抑えられる

企業再生のフロー



投資リスク

本投資法人のリスクの主なものは以下の通りです。詳しくは、必ず目論見書(第二部発行者情報 第 1 投資法人の状況 3投資リスク)をご参照に下さい。

投資法人が発行する投資証券に係るリスク

- A. 換金性リスク
 - イ. 払出しがないことに係るリスク
 - ロ. 市場性に係るリスク
- B. 市場価格の変動に係るリスク
- C. 金銭の分配に係るリスク

投資法人が発行する投資証券に係るリスク

- A. 投資法人の組織運営に係るリスク
 - イ. 役員の職務遂行に係るリスク
 - ロ. 投資法人の倒産リスク
 - ハ. 投資法人の登録取消リスク
- B. 投資法人の制度に係るリスク
 - イ. 業務委託に係るリスク
 - ロ. 資産の運用に係るリスク
 - (1) 投資信託委託業者の運用能力に係るリスク
 - (2) 投資信託委託業者の行為に係るリスク
- C. インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定、大量保有報告書制度及び公開買付けに関する規制が存在しないことによるリスク
- D. 証券投資に係るリスク
 - イ. 株価変動リスク
 - ロ. 金利変動リスク
 - ハ. 信用リスク
 - ニ. 未公開株投資リスク
 - ホ. 派生商品投資リスク
 - ヘ. 取引先リスク
- E. 税制に係るリスク
 - イ. 利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的リスク
 - ロ. 会計処理と税務処理との乖離により 90%超支払配当要件が満たされないリスク
 - ハ. 税務調査等による更正処分のため、90%超支払配当要件が満たされないリスク
 - ニ. 同族会社に該当するリスク
 - ホ. 税制変更に関するリスク
 - ヘ. 投資口を保有する投資主について本投資法人のコントロールがおよばないリスク

お申込みメモ

お申込期間 平成 16 年 1 月 23 日(金) ~ 平成 16 年 2 月 2 日(月)

お申込単位 10 口以上 10 口単位

発行数 75 万口上限

発行価格 未定

お申込手数料 上限 3 % で募集の取扱いを行う証券会社により異なることがあります。

- (注1) 発行価格は、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の定める「投資証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出しに関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。)により決定します。
- (注2) 発行価格の決定に当たり、平成 16 年 1 月 9 日(金)に仮条件を提示する予定です。提示される仮条件は、仮条件提示前 5 営業日分の本投資法人の 1 口当たり純資産総額の平均価格に 0.97 ~ 1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)とします。
- (注3) 投資家は、本投資証券の買付けの申込み在先立ち、平成 16 年 1 月 13 日(火)から平成 16 年 1 月 21 日(水)までの間に、販売証券会社に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。
- (注4) 当該仮条件に基づく需給状況、上場(売買開始)日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成 16 年 1 月 22 日(木)(以下「発行価格決定日」といいます。)に発行価格及び発行価額を決定する予定です。
- (注5) 本募集は、引受を伴わない一般募集であるため、発行価格と発行価額は同一となります。
- (注6) 販売に当たっては、大阪証券取引所の「ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。販売証券会社は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案したうえで、販売先および販売投資口数を決定する方針です。販売証券会社は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、販売証券会社との取引状況等を勘案したうえで、販売先および販売投資口数を決定する方針です。
- (注7) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成 16 年 2 月 1 日とします。

本投資法人は、大阪証券取引所に本投資証券の上場を申請していますが、上場が承認された場合、上場(売買開始)日は、払込期日(平成 16 年 2 月 5 日(木))以降、投資主名簿を確定し投資証券の印刷が完了次第で、平成 16 年 3 月 26 日(金)を予定しております。上場日は、名簿の確定や印刷の遅れ等の物理的な要因等により予定日より遅れる可能性があります。投資証券の印刷が完了し、発行・交付されるまでは当該証券の譲渡はできません(投信法第 78 条 第 3 項及び第 4 項)。

資産運用会社の概要

名 称	エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社		
資 本 の 額	4 億 20 万円 (本書の日付現在)		
株 主	ソフトバンク・インベストメント株式会社	95.08%	
	株式会社あおぞら銀行	4.92%	

子会社・提携企業等

名 称	業務内容	所在地 (都市)	関 係	要 員
ソフトバンク・インベストメント株式会社	アセットマネジメント、ブローカレッジ、インベストメントバンキングをコアビジネスとした総合金融サービス	東京	親会社	333 人 (連結ベース)
ソフトバンク・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー	投資信託管理会社	ルクセンブルグ	子会社	

設立年月日 昭和 61 年 8 月 29 日

事業の内容 証券投資信託委託者の業務、投資法人の有価証券等の資産運用に係る業務、有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務、ならびにその他前記業務に付帯または関連する一切の業務を営んでいます。

運用哲学

様々なお客様のニーズにお応えします

多様化する顧客ニーズに応えるべく、従来型の運用スタイルに加え、新しい金融商品の開発を行い、なおかつ良好なパフォーマンスを提供することを目指します。

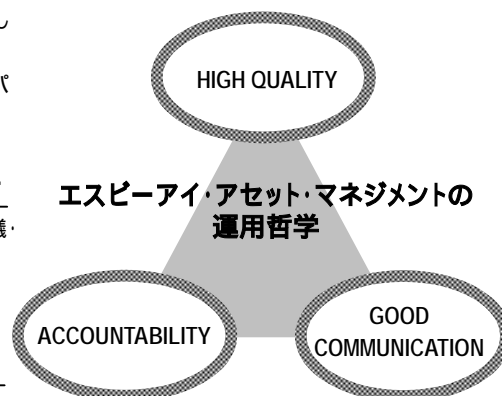
また徹底したリスク管理により、リターン追及にのみ走ることなく、安定的なパフォーマンスを提供することを大前提としています。

アカウンタビリティの高い組織的かつ機動的な運用を行います

各運用ステップを担当する個人に明確な権限と責任を与えた上で、各種会議・委員会を経て投資行動を組立てていく組織的運用を行います。相場の転換点を見逃さない機動性を重視した運用を行います。

お客様とのコミュニケーションを重視いたします

経験豊富なクライアントサービス部長をお客様の統一窓口といたします。定期的な運用実績・投資方針のご報告に加えて、市場急変時には迅速に対応いたします。



ベンチャー企業への新たな資金供給スキームの確立

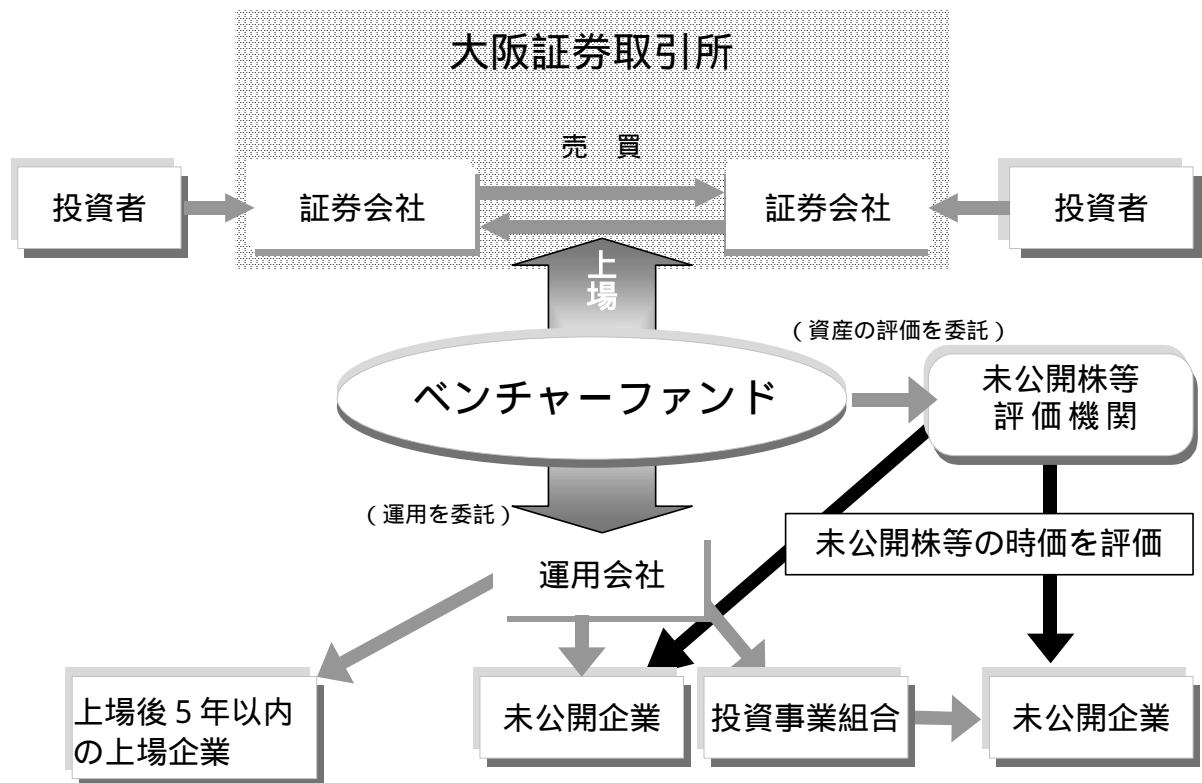
ベンチャーファンドは、ベンチャー企業への新たな資金供給スキームとして、投資法人制度を活用するものです。広く一般の投資家から資金を集め、未公開企業を始めとするベンチャー企業に投資します。

個人投資家に未公開企業への投資機会を提供

これまでのベンチャー企業への投資は、ベンチャーキャピタルが機関投資家から集めた資金を未公開企業に投資する投資事業組合が中心となっており、個人投資家が未公開企業に投資する機会はほとんどありませんでした。

ベンチャーファンドにより、少額の資金で未公開企業への投資を行うことができるようになるとともに、上場により換金の方が確保されることから、個人投資家にもベンチャー企業への投資が可能となりました。

ベンチャーファンドのイメージ



(大阪証券取引所リーフレットより)

有価証券届出書

関東財務局長殿

平成 16 年 1 月 7 日提出

発 行 者 名：ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

代表者の役職・氏名：執行役員 木暮 康明

本店の所在の場所：東京都港区西新橋一丁目 10 番 2 号

事務連絡者氏名：株式会社だいこう証券ビジネス
証券代行部 富沢 有道

連 絡 場 所：東京都中央区日本橋兜町 13 番 1 号

電 話 番 号：03 - 3666 - 2233

届出の対象とした募集

募集内国投資証券に係る投資法人の名称：ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

募集内国投資証券の形態および金額：

(1) 形態：投資証券

(2) 発行価額の総額：一般募集 7,500,000,000 円を上限とします。

注 1) 発行価額の総額は、本書の日付現在における見込み額です。

ただし、今回の募集の方法は、当該発行価額を上限とした一般募集を行うため、一般募集における発行価額の総額は上記の金額とは異なることがあります。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

目次

頁

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）	1
（1）投資法人の名称	1
（2）内国投資証券の形態等	1
（3）発行数	1
（4）発行価額の総額	1
（5）発行価格	1
（6）申込手数料	2
（7）申込単位	2
（8）申込期間	2
（9）申込証拠金	2
（10）申込取扱場所	2
（11）払込期日	2
（12）払込取扱場所	2
（13）手取金の使途	2
（14）その他	2
第2 投資法人債券	3

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況	4
1 投資法人の概況	4
（1）主要な経営指標等の推移	4
（2）投資法人の目的および基本的性格	4
（3）投資法人の沿革	5
（4）投資法人の仕組み	6
（5）投資法人の機構	11
（6）投資法人の出資総額	12
（7）主要な投資主の状況	12
（8）役員状況	13
（9）その他	13
2 投資方針	14
（1）投資方針	14
（2）投資対象	14
（3）分配方針	15
（4）投資制限	16
3 投資リスク	17
（1）本投資法人のリスク	17
（2）投資リスクに対する管理体制について	22
4 手数料等および税金	24
（1）申込手数料	24
（2）買戻し手数料	24
（3）管理報酬等	24
（4）その他の手数料等	25
（5）課税上の取扱い	26
5 運用状況	27

(1) 投資状況	27
(2) 運用実績	28
(3) 販売および買戻しの実績	28
6 管理および運営	28
(1) 資産管理等の概要	28
(2) 利害関係人との取引制限	34
(3) 投資主の権利等	37
第2 関係法人の状況	39
1 資産運用会社の概況	39
(1) 名称, 資本の額および事業の内容	39
(2) 運用体制	39
(3) 大株主の状況	41
(4) 役員の状況	41
(5) 事業の内容および営業の概況	42
2 その他の関係法人の概況	42
(1) 一般事務受託者(運用資産に係る計算に関する一般事務受託者)	42
(2) 一般事務受託者(名義書換等に係る一般事務受託者)	42
(3) 一般事務受託者(販売会社)	43
(4) 資産保管会社	43
(5) 未公開有価証券評価会社	43
第3 投資法人の経理状況	44
1 財務諸表	46
貸借対照表	46
損益計算書	47
附属明細表	50
2 中間財務諸表	53
中間貸借対照表	53
中間損益計算書	54
3 投資法人の現況	58
(1) 純資産額計算書	58
(2) 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)	58
(3) 投資不動産物件	63
(4) その他投資資産の主要なもの	63
(5) 投資事業有限責任組合を通じて投資を行った株式等(平成15年11月30日現在)	64
第4 その他	65
第5 内国投資証券事務の概要	66

規 約

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

（1）投資法人の名称

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人（以下「本投資法人」といいます。）

（2）内国投資証券の形態等

本書による募集の対象となる有価証券は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に従って設立された本投資法人の投資口を表象する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）です。本投資証券は、記名式かつ無額面であり、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

本投資証券について格付けは取得していません。

（注）投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。本投資法人が本書による届出の対象とした有価証券は、本投資法人の投資口を表象する有価証券です。本投資証券を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

（3）発行数

75万口上限

（注）一般募集の需要状況等を勘案し、発行数は10万口以上75万口以下の範囲で決定します。一般募集の需要状況等を勘案の結果、10万口以上の発行が困難と本投資法人が判断した場合は募集を中止する場合があります。

（4）発行価額の総額

75億円上限

（注）発行価額の総額は、一般募集に係る有価証券届出書の提出日（以下「本書の日付」といいます。）現在における見込み額です。

（5）発行価格

未定

（注1）発行価格は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める「投資証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出しに関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

（注2）発行価格の決定に当たり、平成16年1月9日（金）に仮条件を提示する予定です。提示される仮条件は、仮条件提示前5営業日分の本投資法人の1口当たり純資産総額の平均価格に0.97～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）とします。

（注3）投資家は、本投資証券の買付けの申込みに先立ち、平成16年1月13日（火）から平成16年1月21日（水）までの間に、販売証券会社に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。

（注4）当該仮条件に基づく需給状況、上場（売買開始）日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成16年1月22日（木）（以下「発行価格決定日」といいます。）に発行価格および発行価額を決定する予定です。

（注5）本募集は、引受を伴わない一般募集であるため、発行価格と発行価額は同一となります。

（注6）販売に当たっては、大阪証券取引所の「ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

販売証券会社は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、

発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案したうえで、販売先および販売投資口数を決定する方針です。

販売証券会社は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、販売証券会社との取引状況等を勘案したうえで、販売先および販売投資口数を決定する方針です。

(注7) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成16年2月1日とします。

(6) 申込手数料

申込手数料は、申込金額(申込口数×発行価格)に上限3%の申込手数料率を乗じて得た額とします。ただし、申込手数料率は、募集の取扱いを行う証券会社により異なることがあります。詳細については、本投資法人にご照会下さい。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 電話番号：03-3591-1604

また、申込手数料と合わせて、申込手数料に対する消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を、取得申込者にご負担いただきます。

(7) 申込単位

10口以上10口単位

(8) 申込期間

平成16年1月23日(金)から平成16年2月2日(月)まで

(9) 申込証拠金

申込証拠金は発行価格と同一の金額に申込口数を乗じた金額です。

(10) 申込取扱場所

後記「(14)その他 / 募集の取扱い」に記載の募集の取扱いを行う販売会社(以下「販売会社」といいます。)の日本国内の本・支店、営業所において、申込みの取扱いを行います。

(11) 払込期日

平成16年2月5日(木)

(注1) 投資証券の取得申込者は、申込期間中(平成16年1月23日から平成16年2月2日まで)に申込証拠金に申込手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した金額(以下「申込金額等」といいます。)を、販売会社に支払って頂きます。

(12) 払込取扱場所

払込取扱場所は上記(10)の販売会社の本・支店、営業所です。

(13) 手取金の使途

本投資法人の目的である有価証券の取得その他の運用資金に充当します。

(14) その他

募集の取扱い

本投資法人は、販売会社で投資口の募集の取扱いに関する一般事務委託契約を締結する予定です。同契約において、本投資法人は販売会社に対し、ファンドに関する次の業務を委託し、販売会社はこれを引受けるものとします。

A. 投資証券の募集・販売の取扱い

B. その他前Aに付随する業務

販売会社の名称	住所
イー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号
ウツミ屋証券株式会社	広島市中区紙屋町二丁目2番2号
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1 - 400号
ワールド日栄証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番6号

(注)ワールド日栄証券株式会社は、平成16年2月2日に、ソフトバンク・フロンティア証券株式会社(東京都港区、代表取締役社長：長谷部 修)と合併する予定となっております。存続会社はワールド日栄証券株式会社で、新会社の商号はワールド日栄フロンティア証券株式会社、資本金は121億円を予定しております。

申込みの方法等

- A. 申込みは、申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込金額等を添えて申込みをするものとします。
- B. 申込証拠金は全額、払込期日に新投資口払込金に振替充当します。
- C. 申込証拠金には、利息をつけません。
- D. **本投資法人は、大阪証券取引所に本投資証券の上場を申請しておりますが、上場が承認された場合、上場(売買開始)日は、払込期日(前記「(11)払込期日」をご参照ください。)以降、投資主名簿を確定し投資証券の印刷が完了次第で、平成16年3月26日(金)を予定しております。上場日は、名簿の確定や印刷の遅れ等の物理的な要因等により予定日より遅れる可能性があります。投資証券の印刷が完了し、発行・交付されるまでは当該証券の譲渡はできません(投信法第78条第3項および第4項)。**
- E. **本投資証券の受渡期日(交付日)は、上場(売買開始)日となります。**本投資証券は、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)の業務規程第98条第1項で準用される同規程第42条第1項に従い、一括して保管振替機構に預託されますので、本書の日付現在申請中である本投資証券の大阪証券取引所への上場が承認された場合、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。

本邦以外の地域における発行
該当事項はありません。

第2 投資法人債券

該当事項はありません。

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況

1 投資法人の概況

(1) 主要な経営指標等の推移(注1、2)

回次		第1期
決算年月		平成15年1月
営業収益	百万円	20
経常損失	百万円	108
当期純損失	百万円	108
出資総額	百万円	2,500
発行済投資口数	口	250,000
純資産額	百万円	2,391
総資産額	百万円	2,418
1口当たり純資産額	円	9,564
1口当たり当期純損失(注3)	円	492
分配総額	百万円	-
1口当たり分配金額	円	-
自己資本比率(注4)	%	98.8
自己資本利益率(注5)	%	7.4

(注1) 記載した数値は、特に記載のない限りいずれも記載未満の桁数を切り捨てにより表示しております。

(注2) 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(注3) 1口当たり当期純損失は、期間日数(223日)で年率換算することにより算定しております。

(注4) 自己資本比率 = 期末純資産額 / 期末総資産額

(注5) 自己資本利益率 = 当期利益 / 期末純資産額、期間日数(223日)で年率換算

(1) 投資法人の目的および基本的性格

投資法人の目的および基本的性格

本投資法人は、わが国の株式を主要投資対象とし、わが国の株式およびその他の有価証券に対しては、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性等を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的とします。

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として有価証券(後記「2 投資方針(2) 投資対象」をご参照ください。)に投資する目的で設立された法人です。本投資法人の資産運用は、投資信託委託業者(以下「資産運用会社」といいます。)であるエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に全て委託しております。

本投資法人は、クローズド・エンド型で証券投資法人です。投資主の請求による投資口の払戻しを行いません。

投資法人の特色

本投資法人は、後記「2 投資方針(1) 投資方針」に基づき運用を行います。本投資法人の特色は以下の通りです。

A. 高い成長性が見込まれる未公開ベンチャー企業への投資を行います。

未公開株への投資機会は、ほとんどが機関投資家など一部の投資家に限られており、個人投資家が参加できるものは非常に限られたものしかありません。

本投資法人を通じて、継続的に未公開株への投資機会を得ることができます。

B. 企業再生銘柄への投資を行います。

新しい日本のキーワードは“企業再生”です。

現在の日本は、本業が順調であるにもかかわらず、バブルの後遺症により本業以外の負の遺産(不動産・株式等への投資の失敗、過大な設備投資、多額な負債、多角化の失敗等)の為に破綻寸前の企業が

多く存在しています。

これらの企業は、債務を切り離して経営効率化を行えば優良企業に生まれ変わります。ビジネスモデルが確立している分、ベンチャー企業より早期の上場も可能となります。

本投資法人は民事再生法・会社更生法などの適用を受けた企業などへの投資を行います。

C. クローズド・エンド型

今までの投資信託は、資金の流入が激しい為、長期投資が難しく、売買手数料を払うなど効率的な運用が出来ませんでした。

本投資法人は、常にクローズされているため、運用額の大きな変動は起こりません。その為、未公開株や企業再生銘柄などへの長期の投資が可能となりました。

D. 大阪証券取引所への上場予定

本投資法人は、大阪証券取引所のベンチャーファンド市場への上場を予定しています。上場後は株式と同様に市場で購入・売却を行う商品です。その為、今までのクローズド期間のある単位型投資信託のような売却が出来ない期間は存在せず、いつでも購入・売却が可能となっています。

E. 大阪府下の未公開企業へ運用資産の20%～30%程度を投資

大阪府下には、大学発ベンチャーに力を入れている大阪大学や、高い技術力がある未公開の製造業を始めとする優良な未公開企業が多く存在します。

財団法人大阪産業機構が出資を行っている本投資法人は、大阪府下の未公開企業へ運用資産の20%～30%程度の投資を基本として運用してまいります。

F. 上場後5年以内の成長企業へも投資

上場してから日の浅い企業の中には、上場により新たな成長ステージに入り、大きな企業成長を遂げる企業が多く存在しています。

本投資法人は、上場又は店頭登録後5年以内の株式に投資を行うことにより、収益機会を追求します。

(3) 投資法人の沿革

平成14年 3月11日 設立企画人(あおぞらアセットマネジメント株式会社(現エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社))による投信法第69条に基づく設立届出に係る届出

平成14年 3月15日 投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立

平成14年 3月29日 投信法第188条に基づく登録の申請

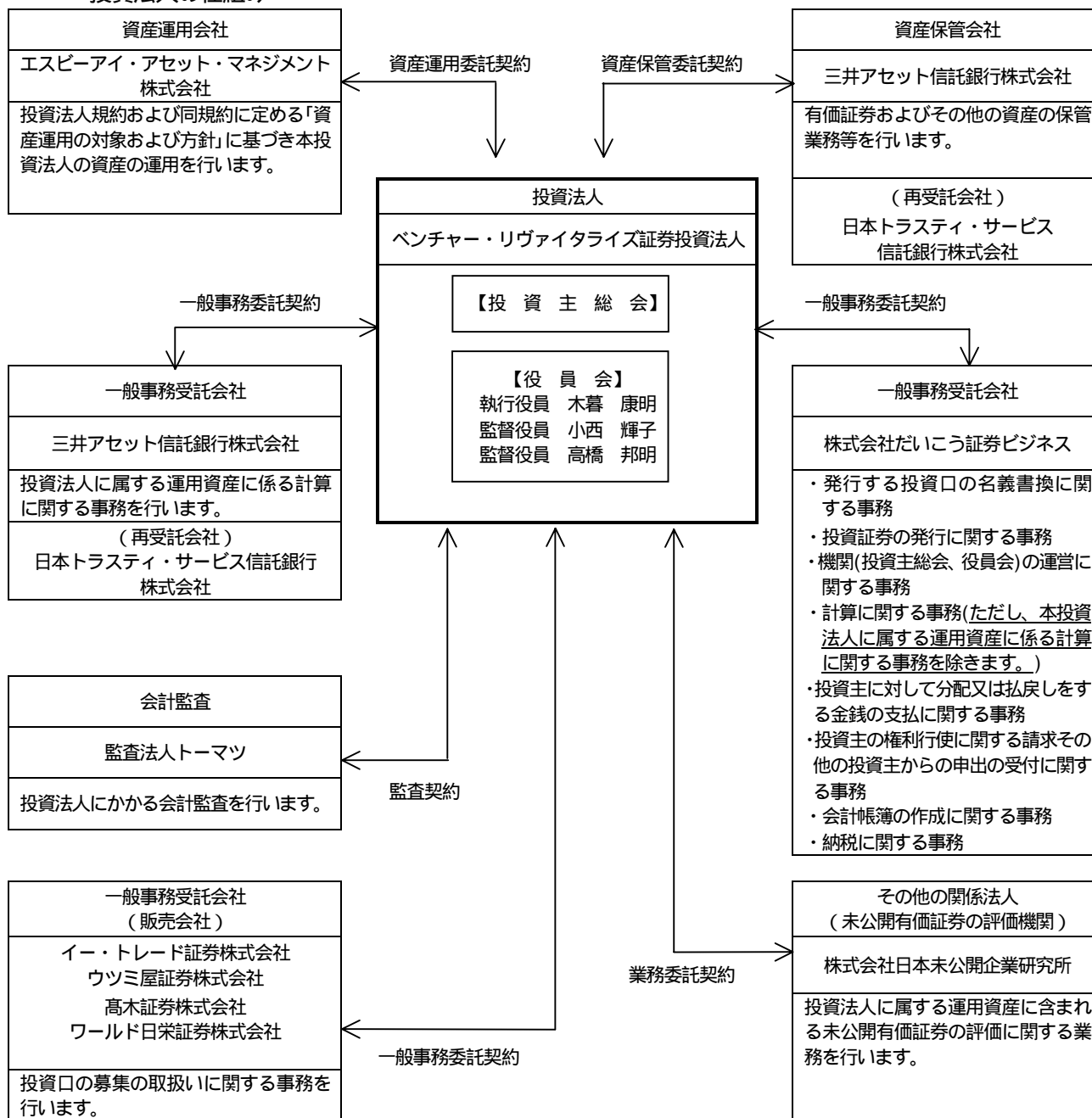
平成14年 4月23日 投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施
(登録番号：関東財務局長第17号)

平成14年 8月8日 第1回投資主総会
(執行役員の変更、規約の変更)

平成15年 11月5日 第2回投資主総会
(規約一部変更、執行役員1名選任、監督役員2名選任)

(4) 投資法人の仕組み

投資法人の仕組み



投資法人および投資法人の関係法人の名称・運営上の役割および関係業務の内容

A. ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 (本投資法人)

本投資法人は、資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的として投信法に基づき設立された社団で、その資産の運用、保管に係る業務および一般事務に係る業務は、すべて投信法に基づき他の者に委託しています。

B. エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 (資産運用会社)

資産運用委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、資産運用会社として、本投資法人の規約ならびに同規約に定める資産運用の対象および方針に従い、本投資法人 (委託者) の資産運用を行います。

資産運用委託契約の概要は以下の通りです。

イ. 委託すべき業務の内容:

本投資法人の資産運用に関する業務

ロ．契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- () 資産運用委託契約期間は、本投資法人が登録を完了した日から平成25年1月31日までとします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに10年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- () 資産運用委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は双方が協議し、その協議結果は、投資主総会の承認を得るものとします。
- () 前記の規定にかかわらず、本投資法人は、資産運用会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議を経て資産運用委託契約を解約することができるものとし、この場合、投資主総会の承認を得ることを要しないものとします。
 - a．資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき
 - b．前記に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき
- () 資産運用会社は、本投資法人の同意を得なければ、資産運用委託契約を解約することはできません。
- () 本投資法人は、資産運用会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には資産運用委託契約を解約しなければなりません。
 - a．投資信託委託業者でなくなったとき
 - b．投資信託及び投資法人に関する法律第200条各号のいずれかに該当することとなったとき
 - c．解散したとき

ハ．契約の内容の変更に関する事項：

資産運用委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は双方が合意して、その合意結果は、投資主総会の承認（ただし、資産運用報酬の変更に限りません。）を得るものとします。

ニ．報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

報酬の支払いは、以下の通りとします。

資産運用報酬として、毎月末純資産額の0.089%（1円未満は切捨て）を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して資産運用会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。なお、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、当該報酬にあわせて支払うものとします。

Ｃ．三井アセット信託銀行株式会社（資産保管会社）

資産保管委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、資産保管会社として、本投資法人の資産である有価証券およびその他の資産の管理に係る業務を行います。

資産保管委託契約の概要は以下の通りです。

イ．委託すべき業務の内容：

- () 有価証券の保管事務
- () 有価証券以外のその他の資産の保管事務
- () 本投資法人の指定する書類の保管に関する事務

資産保管会社は、当該業務の全部又は一部を再委託することがあります。現在、本契約に基づき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と三者間協定書を締結しております。

ロ．契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- () 資産保管委託契約期間は、委託者が登録を完了した日から平成25年1月31日までとします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに10年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- () 資産保管委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- () 本投資法人は、資産保管会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに

資産保管委託契約を解約することができるものとします。

- a. 資産保管委託契約の各条項に違反したとき
 - b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、またはそれらの申立があったとき
 - d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- () 本投資法人に前記の事由が生じた際には、資産保管会社は資産保管委託契約を解約することができるものとします。

八．契約の内容の変更に関する事項：

資産保管委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

二．報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

下記 a. b. を合計した金額を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して資産保管会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。また、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

- a. 年間400万円
- b. 毎月末純資産額に0.0085%を乗じて算出する毎月の報酬額（1円未満切捨て）を合計した額

D．株式会社だいこう証券ビジネス（名義書換等に係る一般事務受託者）

一般事務委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、発行する投資口の名義書換に関する事務等を行います。

一般事務委託契約の概要は以下の通りです。

イ．委託すべき業務の内容：

- () 発行する投資口の名義書換に関する事務
- () 投資証券の発行に関する事務
- () 機関（投資主総会、役員会）の運営に関する事務
- () 投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務
- () 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- () 計算に関する事務（運用資産に係る計算を除きます。）
- () 会計帳簿の作成に関する事務
- () 納税に関する事務

ロ．契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- () 一般事務委託契約期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。
- () 一般事務委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- () 本投資法人は、一般事務受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに一般事務委託契約を解約することができるものとします。
 - a. 一般事務委託契約の各条項に違反したとき
 - b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき
 - d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- () 本投資法人に前記の事由が生じた際には、一般事務受託者は一般事務委託契約を解約することができるものとします。

八．契約の内容の変更に関する事項：

一般事務委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに

文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

二．報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

一般事務報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法は、以下の通りとします。

- a．委託準備報酬として、100万円を本投資法人の設立登記完了後1ヵ月以内に一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。
- b．毎月の一般事務報酬として、毎月末純資産額に応じて以下の料率（1円未満は切捨て）を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。

・ 毎月末純資産額 30 億円以下の部分	0.0250%
・ 毎月末純資産額 30 億円超 50 億円以下の部分	0.0218%
・ 毎月末純資産額 50 億円超の部分	0.0168%
- c．前記 a．および b．の報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

E．三井アセット信託銀行株式会社（運用資産に係る計算に関する一般事務受託者）

一般事務委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、運用資産に係る計算事務を行います。一般事務委託契約の概要は以下の通りです。

イ．委託すべき業務の内容：

運用資産に係る計算に関する業務。なお、一般事務受託者は、当該業務の全部又は一部を再委託することがあります。現在、本契約に基づき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と三者間協定書を締結しております。

ロ．契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- () 一般事務委託契約期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。
- () 一般事務委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- () 本投資法人は、一般事務受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに一般事務委託契約を解約することができるものとします。
 - a．委託契約の各条項に違反したとき
 - b．差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c．破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、またはそれらの申立があったとき
 - d．振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- () 本投資法人に前記の事由が生じた際には、一般事務受託者は一般事務委託契約を解約することができるものとします。

ハ．契約の内容の変更に関する事項：

一般事務委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

二．報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

毎月末純資産額に0.004%を乗じて算出する毎月の一般事務報酬額（1円未満は切捨て）を合計した金額を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。

また、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

F. イー・トレード証券株式会社、ウツミ屋証券株式会社、高木証券株式会社、ワールド日栄証券株式会社（投資証券の募集に係る一般事務受託者）

一般事務委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、投資口の募集の取扱いに係る事務を行います。なお、上記の販売会社は、本募集取扱いのみに係る関係会社です。

一般事務委託契約の概要は以下の通りです。

イ. 委託すべき業務の内容：

投資口の募集の取扱いに係る事務

ロ. 契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

() 一般事務委託契約期間は、平成 16 年 1 月 8 日から平成 16 年 3 月 5 日までとします。

() 本投資法人は、一般事務受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに一般事務委託契約を解約することができるものとします。

a. 一般事務委託契約の各条項に違反したとき

b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき

c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき

d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき

() 本投資法人に前記の事由が生じた際には、一般事務受託者は一般事務委託契約を解約することができるものとします。

ハ. 報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

本投資法人より支払う報酬はありません。販売会社は、募集の取扱いにより前記「第一部 証券情報、第 1 内国投資証券、(6) 申込手数料」に記載された手数料を取得申込者から受取ります。

G. 株式会社日本未公開企業研究所（未公開有価証券の評価に関する業務受託者）

業務委託契約に従い、本投資法人からの委託に基づき、本投資法人に属する運用資産に含まれる未公開有価証券の評価に関する業務を行います。

業務委託契約の概要は以下の通りです。

イ. 委託すべき業務の内容：

運用資産に含まれる未公開有価証券の評価に関する業務

ロ. 契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

() 業務委託契約期間は、契約締結日から 6 ヶ月間とします。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに 6 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

() 業務委託契約を解約する場合は、双方いずれか的一方から相手方に対し、その 3 ヶ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。

() 本投資法人は、業務受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに業務委託契約を解約することができるものとします。

a. 業務委託契約の各条項に違反したとき

b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき

c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき

d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき

() 本投資法人に前記の事由が生じた際には、業務受託者は業務委託契約を解約することができるものとします。

ハ. 契約の内容の変更に関する事項：

業務委託契約を変更する場合は、双方いずれか的一方から相手方に対し、その 3 ヶ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

ニ. 報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

業務委託報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法は、以下の通りとします。

a. 業務委託報酬として、各 6 ヶ月につき 150 万円を毎決算期の最初の 6 ヶ月終了日および決算日

からそれぞれ5営業日以内に業務受託者の指定する口座へ振込む(振込手数料は本投資法人の負担とします。)ものとします。

b.前記a.のほか業務委託報酬として、毎月末の運用資産に含まれる未公開有価証券総評価額の0.0167%(1円未満は切捨て)を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して業務受託者の指定する口座へ振込む(振込手数料は本投資法人の負担とします。)ものとします。

c.前記a.およびb.の報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

(5)投資法人の機構

投資法人の機構

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名ならびに執行役員および監督役員を構成員とする役員会により構成されています。

A.投資主総会

イ.投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会における各投資主の議決権および議決方法については、後記「6 管理および運営(3)投資主の権利、議決権およびその他投資主総会に関する権利」をご参照ください。

ロ.本投資法人の投資主総会は、2年に1回以上招集します。

ハ.投資主総会の開催場所は、本投資法人の本店所在地である東京都港区、その隣接地又は大阪市中央区とします。

ニ.投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集します。招集については、会日から2月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに各投資主に対して通知します。

ホ.投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれにあたります。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたります。

B.執行役員、監督役員および役員会

イ.執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行います(投信法第97条第1項)。ただし、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約の同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結又は契約内容の変更、資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払その他投信法に定められた一定の業務執行については、役員会の承認を得なければなりません(投信法第97条第2項)。監督役員は執行役員の業務の執行を監督します(投信法第103条第1項)。役員会は、投信法および規約に定める権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監督します(投信法第107条第1項)。

ロ.本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上(ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。)とします。

ハ.執行役員および監督役員は、投資主総会の決議をもって選任します。ただし、設立の際、法令の規定に基づき選任されたとみなされる執行役員および監督役員はこの限りではありません。

ニ.執行役員および監督役員の任期は、就任後2年とします。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします。

ホ.執行役員および監督役員は、役員会を構成します。

ヘ.役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となります。

ト．役員会の招集通知は、会日の3日前までに執行役員および監督役員の全員に対して発するものとします。ただし、執行役員および監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は省略することができます。

チ．役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席構成員の過半数の議決によって行います。

リ．役員会に関する議事については、議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員および監督役員が、これに記名押印します。

C．会計監査人

イ．会計監査人は、投資主総会において選任します。

ロ．会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。

ハ．会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします。

投資法人の運用体制

本投資法人の運用体制については、法令の規定に基づき、資産運用会社であるエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に全てを委託しております。資産運用会社の運用体制ならびに投資運用の意思決定機構については、後記「第2 関係法人の状況、1 資産運用会社の概況(2) 運用体制、資産運用会社の運用体制および 資産運用の意思決定機構」をご参照ください。

(6) 投資法人の出資総額

本書提出日現在	投資法人の出資総額	2,500,000,000 円
	投資法人の発行する投資口の総口数	1,000,000 口
	発行済投資口総数	250,000 口

最近5年間における出資総額および発行済投資口総数の増減

年 月	出資総額(千円)		発行済投資口総数(口)	
	増加額	残 高	増加口数	残高
平成14年3月(設立時)	2,000,000	2,000,000	200,000	200,000
平成14年4月(追加発行)	500,000	2,500,000	50,000	250,000

(7) 主要な投資主の状況

本書提出日現在における投資主は以下の通りです。

名 称	住 所	所有投資口 (口)	比率 (%)
ソフトバンク・インベストメント株式会社	東京都港区西新橋一丁目10番2号	127,000	50.8
財団法人大阪産業振興機構	大阪市中央区本町橋2番5号	100,000	40.0
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	10,000	4.0
株式会社ノヴァ	大阪市中央区西心斎橋二丁目3番2号	10,000	4.0
株式会社アイディユー	大阪市中央区心斎橋筋二丁目4番9号	2,000	0.8
朝日興産株式会社	埼玉県川口市栄町二丁目3番12号	1,000	0.4
合 計		250,000	100.0

(8) 役員状況

本書提出日現在における役員は以下の通りです。

氏名	役職名	主要経歴	所有投資口数
木暮 康明	執行役員	昭和 57 年 4 月 安田信託銀行株式会社入行 平成 10 年 8 月 モーニングスター株式会社入社 (調査分析部長) 平成 12 年 4 月 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社入社 (現エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社) 平成 13 年 4 月 同社取締役業務管理部長 平成 14 年 5 月 同社取締役運用本部長兼運用部長 (現任) 平成 15 年 9 月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人執行役員就任	0 口
小西 輝子	監督役員	昭和 46 年 4 月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和 52 年 7 月 婦人総合法律事務所 (現お茶の水共同法律事務所) 共同経営 昭和 61 年 10 月 小西輝子法律事務所開設 (現任) 平成 14 年 3 月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人監督役員就任	0 口
高橋 邦明	監督役員	昭和 63 年 4 月 気象庁入庁 (運輸技官) 平成 12 年 4 月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成 14 年 2 月 物理法律特許事務所開設 平成 14 年 3 月 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人監督役員就任 平成 15 年 6 月 ホープ法律事務所共同経営 (現任)	0 口

(注) 木暮康明は、資産運用会社であるエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社の取締役運用本部長と本投資法人の執行役員を兼務しており、投信法第 13 条に基づき平成 15 年 9 月 26 日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

(9) その他

役員の変更

- A . 執行役員および監督役員の任期については、前記「(5) 投資法人の機構、投資法人の機構、B . 執行役員、監督役員および役員会 ニ . 」をご参照ください。
- B . 執行役員および監督役員の選任については、前記「(5) 投資法人の機構、投資法人の機構、B . 執行役員、監督役員および役員会 ハ . 」をご参照ください。
- C . 執行役員および監督役員は投資主総会の特別決議で解任することができます。執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の総口数の 100 分の 3 以上に当たる投資口数を有する投資主 (6 ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。) は、30 日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます (投信法第 99 条第 1 項、第 104 条、商法 257 条) 。

規約の変更

規約の変更に係る手続きについては、後記「 6 管理および運営、(1) 資産管理等の概要、その他、C . 規約の変更」をご参照ください。また、過去の規約変更については前記「(3) 投資法人の沿革」をご参照ください。

営業譲渡又は営業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他重要事項

該当事項はありません。

訴訟事件その他投資法人に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

2 投資方針

(1) 投資方針

基本方針

運用資産の運用は、特定資産のうち主としてわが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および証券取引所および証券取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社のもので、上場又は店頭登録後5年以内の株券等（以下「上場株券等」といいます。）ならびに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく中小企業等投資事業有限責任組合（以下「投資事業組合」といいます。）の出資持分へ投資し運用資産の中・長期的な成長を目指します。

投資態度

投資事業組合の出資持分への投資を含め、未公開株等および上場株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。

ただし、本投資法人設立当初および投資する未公開企業の公開時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。

(2) 投資対象

主たる投資対象とする特定資産

A．未公開株式等

イ．未公開株（証券取引所に上場されている株券又は証券取引法第75条に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券以外の内国株券をいう。）

ロ．イ．に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）

ハ．原則としてイ．およびロ．に掲げる有価証券を対象とする投資信託の受益証券および証券投資法人の投資証券

B．上場後5年以内の株券等

イ．わが国の証券取引所に上場している株式の発行会社のもので、上場後5年以内のもの

ロ．わが国の証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社のもの（日本証券業協会店頭登録市場等に登録され、取引されている株式）で、登録後5年以内のもの

ハ．イ．およびロ．に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）

C．投資事業組合の出資持分

原則としてA．イ．およびA．ロ．に掲げる有価証券を対象とする投資事業組合出資の持分

その他の有価証券

A．国債証券

B．地方債証券

C．特別の法律により法人が発行する債券

D．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付

社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

E．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

F．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

G．外国又は外国法人の発行する邦貨建ての証券又は証書で、第A号から第E号までの証券又は証書の性質を有するもの

有価証券先物取引等

価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引、およびわが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。

本投資法人は、運用資産を上記 に掲げる株式等および に掲げる有価証券等に投資するほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

A．預金

B．コール・ローン

C．指定金銭信託

D．手形割引市場において売買される手形

E．金銭債権(有価証券、約束手形および金融デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第14号で定める取引をいいます。))に該当するものを除きます。)

(3) 分配方針

本投資法人は、年1回、以下の方針に基づき金銭の分配を行います。

A．投資主に分配する金銭の総額(以下「分配可能金額」といいます。)は、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した金額ならびに繰越欠損金があるときはその全額を補填した後の売買損益に評価損益(未公開有価証券に係るものは除きます。)を加減した利益金額から、諸経費、資産運用報酬および当該報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額を控除した後の金額とします。なお、毎決算日において、運用資産に生じた損失は、次期に繰越します。

B．分配金額は、租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得金額(以下「配当可能所得」といいます。)の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として本投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、本投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとします。

C．前号により積み立てられた内部留保金については、本投資法人規約第12条に基づき運用を行います。

利益を超えた金銭の分配

前項Bにかかわらず、本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合は、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。

分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配するものとします。

分配金の時効等

前項に規定する分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

(4) 投資制限

規約による投資制限

- A. 株式への投資割合には、制限を設けません。(規約附則「資産運用の対象および方針 運用制限」)
- B. 同一銘柄の株式への投資は、投資事業組合を通じた投資を含めて、取得時において運用資産の純資産総額の10%以内とします。(規約第15条第1項、規約附則「資産運用の対象および方針 運用制限」)
- C. 外貨建資産への投資は行いません(規約附則「資産運用の対象および方針 運用制限」)
- D. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において運用資産の純資産総額の20%以内とします。(規約第15条第2項、規約附則「資産運用の対象および方針 運用制限」)
- E. 本投資法人が投資することができる株式、新株引受権証券、新株予約権証券および転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものは、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものおよび未公開の株式の発行会社の発行するものとします。(規約第14条)
- F. 信用取引の運用は、次の各号に掲げる株式の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。(規約第16条)
- イ. 運用資産に属する株券および新株予約権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 運用資産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
 - ヘ. 運用資産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、又は運用資産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- G. 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。
- また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。(規約第17条第1項、規約附則「資産運用の対象および方針 運用制限」)
- イ. 原則として、先物取引の買建て、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けは行いません。
 - ロ. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ハ. プット・オプションの買付けは、オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の運用資産の純資産額の5%を上回らない範囲内とします。
- H. 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。(規約第17条第2項)
- イ. 原則として、先物取引の買建て、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けは行いません。
 - ロ. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(運用資産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象、A.からE.」に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ハ. プット・オプションの買付けは、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつオプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の運用資産の純資産額の5%を上回らない範囲内とします。
- I. 本投資法人は、運用資産の効率的な運用に資するために、運用資産に属する株式を次の各号の範囲内で貸付することができます。(規約第18条)

- イ．貸付の対象とする株式は、本投資法人が投資する証券取引所もしくはそれに準ずる市場において取引されているものに限ります。
- ロ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が運用資産で保有する貸付の対象となる株式の時価合計額を超えないものとします。
- Ｊ．本投資法人は、資金借入れおよび投資法人債の発行を行わないものとします。(規約第24条)

投信法および同施行規則による投資制限

本投資法人は、同一の法人の発行する株式を当該株式の発行済総数の100分の50を超えることとなる取得は行わないこととします。(投信法第194条および投信法施行規則第142条、規約附則「資産運用の対象および方針 運用制限」)

3 投資リスク

(1) 本投資法人のリスク

以下において、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資法人への投資に関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在する可能性があります。

本投資法人は、可能な限りこれらのリスクの発生の回避およびリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避および対応が結果的に十分であるとの保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資法人の発行する投資証券の市場価格は下落すると考えられ、その結果、それらの投資家につき当初の投資額に係る欠損や分配金の低下が生じる可能性があります。

本投資法人の発行する投資証券に関する投資判断は、以下のリスク要因および本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで各投資家自らの責任において行う必要があります。

投資法人が発行する投資証券に係るリスク

A．換金性リスク

イ．払出しがないことに係るリスク

本投資法人については、投資主からの請求による投資口の払出しは行われません。従って、投資主が本投資証券を換金する為には、原則として証券取引所を通じて、又は取引所外において、第三者に対して売却することが必要となります。

ロ．市場性に係るリスク

本投資法人は、大阪証券取引所が創設したベンチャーファンド市場に本投資証券を上場する予定です。しかし、本投資証券がベンチャーファンド市場に上場した後も、同市場において、投資主が希望する時期および条件で保有する本投資証券を売却できるとの保証はなく、投資主が、本投資証券をその投資額や本投資法人の1口当たり純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合やその譲渡自体が不可能な場合もあります。

また、大阪証券取引所の「ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例」に規定される上場廃止基準に該当した場合には、本投資証券の上場が廃止されることとなります。さらにベンチャーファンド市場の存続も保証されておりません。上場されなくなった場合、投資主は保有する本投資証券を市場外にて相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の1口当たり純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合やその譲渡自体が不可能な場合もあります。

B．市場価格の変動に係るリスク

本投資証券の譲渡価格や当初の投資金額については、いかなる保証も付されておりません。本投資証券の市場価格は、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等により影響されることがあるほか、本投資証券の売買高および需給バランス、証券投資法人以外の運用商品に対する投資との比較における優劣等によって左右されることは、その他の上場有価証券の場合と異なりません。また、本投資証券の市場価格は、本投資法人の保有に係る運用資産の評価額にも影響されるため、かかる運用資産の評価額の変動によって変動する可能性があります。

C. 金銭の分配に係るリスク

本投資法人は前記「2 投資方針(3) 分配方針」に記載する分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額およびその支払は、いかなる場合においても保証されるものではありません。

加えて、本投資法人が営業期間中に投資口を追加発行する場合、当該追加発行された投資口に対して、その期の保有期間にかかわらず、既存の投資家が有する投資口と同額の金銭の分配を行うことがあり、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。

投資法人組織および投資法人制度に係るリスク

A. 投資法人の組織運営に係るリスク

イ. 役員の職務遂行に係るリスク

投信法上、投資法人を代表してその業務執行を行う執行役員および執行役員の業務を監督する監督役員は、善良な管理者としての注意義務(以下「善管注意義務」といいます。)を負い、また、法令、規約および投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務(以下「忠実義務」といいます。)を負います。しかし、職務遂行上、本投資法人の執行役員又は監督役員が善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合は、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

ロ. 投資法人の倒産リスク

本投資法人は、一般の法人と同様に、その資産を超える負債を有する状態となる可能性があります。本投資法人は現行法上の倒産手続として破産法(大正11年法律第71号、その後の改正を含みます。)民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。)および投信法上の特別清算手続に服します。本投資法人につき、これらの倒産手続を回避する為の特別の制度や保証はありません。

本投資法人におけるこれらの法的倒産手続により、投資主が損害を受ける可能性があります。

ハ. 投資法人の登録取消リスク

本投資法人は、資産の運用を行うために投信法に基づき投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合、かかる登録を取り消される可能性があります。登録が取り消されると、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散することになります。本投資法人が解散し、清算する場合には、投資主は、当初の投資金額の回収を期待できない可能性があります。

B. 投資法人の制度に係るリスク

イ. 業務委託に係るリスク

投資法人は、資産運用以外の行為を営業としてすることができず、使用人を雇用することはできません。資産の運用については、「投資信託委託業者にその資産の運用に係る業務の委託をしなければならない」こと(投信法第198条第1項)となっており、また、投信法には、投資法人が、「資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない」こと(投信法第208条第1項)となっています。

また、投資信託委託業者、資産保管会社および一般事務受託者の業務遂行は適正に行われることが必要であるため、投信法上、これらの者はそれぞれ、投資法人に対して善管注意義務を負い、また、投資法人のため忠実義務を負いますが、そのいずれかが職務遂行上善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行う場合には、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象および方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、資産運用会社の投資戦略委員会は、より詳細な投資方針を定める資産運用ガイドラインを、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、資産運用ガイドラインが変更される可能性があります。

そのほか、投資信託委託業者、資産保管会社および一般事務受託者のそれぞれが、破産又は会社更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、本投資法人はそれらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に投資信託委託業者、資産保管会社および一般事務受託者との契約を解約し又は解除することが求められることがあります。そのような場合、本投資法人は、投信法上、資産の運用、資産の保管および一般事務に関しては第三者へ委託することが義務付けられているため、日常の業務遂行に影響を受けることとなります。また、委託契約が解約又は

解除された場合には、新たな投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者を選定し、これらの者に対して上記各業務を委託することが必要とされます。しかし、本投資法人の希望する時期および条件で現在と同様又はそれ以上の能力と専門性を有する第三者を選定し、上記各業務および事務を委託できるとの保証はなく、そのような第三者を速やかに選定できない場合には、本投資法人の収益等が悪影響を受けるおそれがあります。また、適切な投資信託委託業者を選定できない場合には、大阪証券取引所の「ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例」により本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。

ロ．資産の運用に係るリスク

投信法上、投資法人は、資産の運用行為しか行えず、また投資信託委託業者にその資産の運用に係る業務を委託しなければならないため、本投資法人の資産の運用成果は、資産の運用に係る業務を行う投資信託委託業者の業務遂行能力に依拠することになります。投資信託委託業者についての主なリスクは以下のとおりです。

() 投資信託委託業者の運用能力に係るリスク

投資信託委託業者は、投資法人に対し善管注意義務を負い、また、投資法人のために忠実義務を負いますが、資産運用の結果に対して何らの保証を行うものではありません。また、投資信託委託業者は認可制であり、投信法第 38 条から第 45 条に定める監督を受けており、その信用力の維持には一定限度の制度的な裏付けがありますが、投信法はその運用能力まで保証するものではありません。

本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社(「資産運用会社」と締結している資産運用委託契約においては、本投資法人が資産運用会社に対して 3 ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、投資主総会の決議を経た上で資産運用委託契約を解約することができること、また資産運用会社が職務上の義務に反し又は職務を怠ったときおよび資産の運用に係る業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるときは、本投資法人が役員会の決議を経て資産運用委託契約を解約し、資産運用会社を解任することができる旨規定されています。本投資法人は、これらの規定により運用能力の不足する資産運用会社を解任することができますが、他方、本投資法人は、投信法上、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者に委託しなければならないため、解任するまでに後任の投資信託委託業者の選定が必要になります。かかる選定に時間を要することがあり、その期間中は、能力不足と判断された資産運用会社による運用資産の運用が続くこととなります。また、後任の投資信託委託業者が適切な運用能力を有することが保証されているわけでもありません。それらの場合には、投資主に損害を与える可能性があります。

() 投資信託委託業者の行為に係るリスク

投資信託委託業者は、投資法人に対し善管注意義務を負い、また、投資法人のために忠実義務を負いますが、更に投資信託委託業者の行為により投資法人が損害を被るリスクを軽減するため、投信法において投資信託委託業者の業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されています。

具体的には、投資法人に対して損失の全部又は一部を負担することを約すること、資産運用委託契約を締結するに際し、投資法人に対して特別の利益を提供することを約すること、投資法人の資産の運用としての取引により生じた投資法人の損失を補填し又は投資法人の利益に追加するため投資法人又は第三者に財産上の利益を提供すること、通常の取引の条件と異なる条件で、かつ当該条件での取引が投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うこと等の行為そのものが禁止されています(投信法第 34 条の 3 第 1 項)。

また、投資信託委託業者の「利害関係人等(当該投信委託業者の総株主の議決権の過半数を所有している者、その他投信法施行令で定める者)」の顧客等の利益を図るため、又は投資信託委託業者の「利害関係人等」の利益を図るため、「投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと」も禁止されています(投信法第 34 条の 3 第 2 項第 1 号および第 2 号)。また、投資信託委託業者の「利害関係人等」の利益を図るため、「投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと」が禁止されています(投信法第 34 条の 3 第 2 項第 3 号)。ここに「利害関係人等」とは、本投資法人の資産運用会社の子会社であるソフトバンク・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・イー、親会社であるソフトバンク・イ

ンベストメントならびにその子会社等が含まれます。

このように、投資信託委託業者は、投資法人の利益を第一義的に考慮して忠実に業務を遂行する義務を負うことから、投資法人の利益と相反する可能性のある投資信託委託業者の「利害関係人等」や投資信託委託業者自身の利益を図るため、投資法人の利益を害する取引を行うこと等が禁止されています。

また、投信法では、上記要件に該当するもの以外の取引で、必ずしも投資主の利益を害するとは限らない行為については、行為そのものを典型的に禁止せず、損害が生じた場合に投資信託委託業者の責任を追及できるよう、投資信託委託業者や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させています（投信法第 34 条の 6、第 34 条の 7、第 37 条、第 211 条および第 212 条）。更に、投資信託委託業者に特定資産（指定資産を除く。）の価格等の調査を一定の専門家（弁護士、公認会計士、又は監査法人等）に行わせる（投信法第 34 条の 4、投信法施行令第 34 条）ことで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかしながら、資産運用会社が、上記の投資信託委託業者としての行為準則に反し、又は法定の措置を適正に取らない場合には、投資主に損害が発生するリスクがあります。

そのほか、本投資法人の投資信託委託業者である資産運用会社に関し、その株主、その役職員の出向元企業又はその関係会社等といった関係者が、本投資法人の運用資産について、その取得又は運用に関する取引に関与する可能性があります。また、投信法上、投資信託委託業者自身による投資活動は禁止されておりません。そのような場合、上記のとおり、投信法により一定の行為が禁止され、その結果、本投資法人、ひいては投資主の利害が害されないように法的な規制はなされていますが、個別具体的には、実質的にどのような基準でこれらの取引がなされた場合に投信法の規制が遵守されたかが一義的には明らかではなく、従って、結果として資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行わないとの保証はありません。

資産運用会社では、上記リスクを回避するため、投信法の定める利害関係人等との取引およびこれに準ずる取引について、資産運用会社の社内規程である投資委員会規程、コンプライアンス規程等に基づき、資産運用会社の投資戦略委員会およびコンプライアンス委員会において審議することで、利益相反の可能性のある行為に対して十分な対応をとることとしていますが、上記リスクを完全に排除できるとの保証はありません。

なお、投信法上、資産運用会社は、複数の投信法人等の資産運用を受託することを禁じられておりません。投信法は、このような場合に備えて、資産運用会社が、その資産の運用を行う投資法人相互間において取引を行うことを原則として禁止する等の規定を置いており、また、当該資産運用会社が利益相反の問題に対処するための自主的なルールを策定することも想定し得ます。しかしながら、資産運用会社が将来において、本投資法人とは別の投資法人等の資産運用を受託した場合には、当該投資法人等と本投資法人との間に利益相反の問題が生じ、本投資法人の利益が害される可能性がないという保証はありません。

C. インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定、大量保有報告書制度および公開買付けに関する規制が存在しないことによるリスク

証券取引法上、投資法人に係る関係者その他の内部者に対しては、投資口に係る未公表の重要な事実が存在した場合に罰則をもって投資口の有償での取引を規制すると、いわゆるインサイダー取引規制（証券取引法第 166 条以下）は適用されないこととなっています。このため、資産運用会社は、「内部者取引管理規程」を設け、内部者がかかる取引を行うことを制限しています。しかしながら、これら社内規程は証券取引法におけるインサイダー規制と異なり罰則の適用はなく、その実効性は法律上の規制とは異なるものです。従って、本投資法人、資産運用会社その他の内部者が本投資法人や投資口に係る未公表の内部情報を知りつつかかる投資口の取引を行うことがないとの保証はなく、その場合には、投資主の本投資証券又は証券投資信託市場に対する信頼を損ねる可能性があり、その結果、本投資証券の市場価格が悪影響を受けるおそれがあります。

そのほか、投資証券については、大量保有報告書制度（証券取引法第 27 条の 23 以下）および公開買付けに関する規制（証券取引法第 27 条の 2 以下）の適用はありません。その結果、投資証券においては、

他の投資主の窺い知れない間に大口の投資主が出現する可能性があります。その場合、大口の投資主と小口の投資主とでは利益が必ずしも一致しないことがあるため、投資主は不利益を被るおそれがあります。

D．証券投資に係るリスク

イ．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の景気、経済、社会情勢の変化、企業業績、市場需給等の影響を受け下落するリスクをいいます。本投資法人は、上場株券等に投資を行いますので、株価は日々変動します。また、未公開株等も第三者機関の評価を採用することを原則としていますので、企業業績の悪化等によりその評価額が減額される可能性があります。

ロ．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります。本投資法人の純資産額の変動要因になります。

ハ．信用リスク

信用リスクとは、発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合又はそれが予想される場合には、債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し、本投資法人の純資産額が下がる要因となります。

ニ．未公開株投資リスク

未公開株は財務基盤や事業基盤が弱い会社も多く、一般的に信用リスク、倒産リスクは上場株より高くなっています。また、未公開株の売買は一般的に当事者間の交渉による相対取引にて行われるため、上場株より流動性が低く、売却まで長い時間がかかることがあります。また、その売却価格は当初購入価格に比べて相当程度低くなる可能性があります。また、上場株に適用される開示その他投資家保護の要求事項が適用されない場合があります。

ホ．派生商品投資リスク

先物、オプションなど派生商品取引には価格変動リスクがあります。本投資法人は、現物資産の価格変動リスクを回避するために有価証券や金利の先物、オプション取引を行う場合がありますが、現物資産との価格変動の相関関係が同じでないこと、現物資産とのレバレッジが生じる可能性があることなどから損失が生じる可能性があります。

ヘ．取引先リスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

E．税制に係るリスク

イ．利益の配当等の損金算入に関する課税の特例の適用に関する一般的なリスク

租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正法も含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)第67条の15は、一定の要件(注)(以下「利益配当等の損金算入要件」といいます。)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の課税所得の計算上損金に算入することが認められています。本投資法人は、本書の日付以降、かかる要件を満たすよう継続して努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の減少、分配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により利益配当等の損金算入要件のすべてを満たすことが出来ない可能性があります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することが出来なくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(注)一定の要件の主たる事項は以下の通りです。

- () 利益の配当等の額が配当可能所得の90%超(又は金銭の分配の金額が配当可能額の90%超)であること。
- () 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと。
- () 事業年度の終了時において3人以下の投資主およびその特殊関係者により発行済投資口総数の

50%超を保有されている同族会社（法人税法第2条第10号）に該当しないこと。

（ ）国内募集の割合が50%を超える旨が投資法人の規約において記載されていること。

（ ）事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって保有されていること。

ロ．会計処理と税務処理との乖離により90%超支払配当要件が満たされないリスク

利益配当等の損金算入要件のうち、配当可能所得あるいは配当可能額の90%超の分配を行うべきとする要件（以下「90%超支払配当要件」といいます。）においては、投資法人の会計上の利益と税務上の所得との比較により90%超支払配当要件の判定を行うこととされています。従って、会計処理と税務上の取扱いの差異により、この要件を満たすことが困難となる場合があります。

ハ．税務調査等による更正処分のため、90%超支払配当要件が満たされないリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違等により過年度の課税所得計算について税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における90%超支払配当要件が満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が全額否認され、投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

ニ．同族会社に該当するリスク

利益配当等の損金算入のうち、事業年度終了時に同族会社に該当していないこと（発行済投資口の総口数の50%超が上位3位以内の投資主グループによって保有されていないこと）とする要件については、投資口が市場で流通することにより、本投資法人の意思にかかわらず、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することが出来なくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額に悪影響をもたらす可能性があります。

ホ．税制変更に関するリスク

有価証券、投資事業組合およびその他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈が変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資口にかかる利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制が変更された場合、本投資証券の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

ヘ．投資口を保有する投資主について本投資法人のコントロールがおよばないリスク

税法上、投資法人の利益配当等の損金算入要件として、事業年度終了の時に発行済投資口が50人以上の投資主によって所有されていること、又は、適格機関投資家のみによって所有されていることが規定されています。しかし、本投資法人は投資主による投資口の売買をコントロールすることができないため、投資口を所有する投資主が50人未満になる可能性があります。

（2）投資リスクに対する管理体制について

上記の様々なリスクに鑑み、本投資法人および資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関し、以下の検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。本投資法人および資産運用会社は可能な限り、本投資証券への投資に関するリスクの発生回避およびリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、これらの措置が結果的に十分な成果を収めるとの保証はありません。

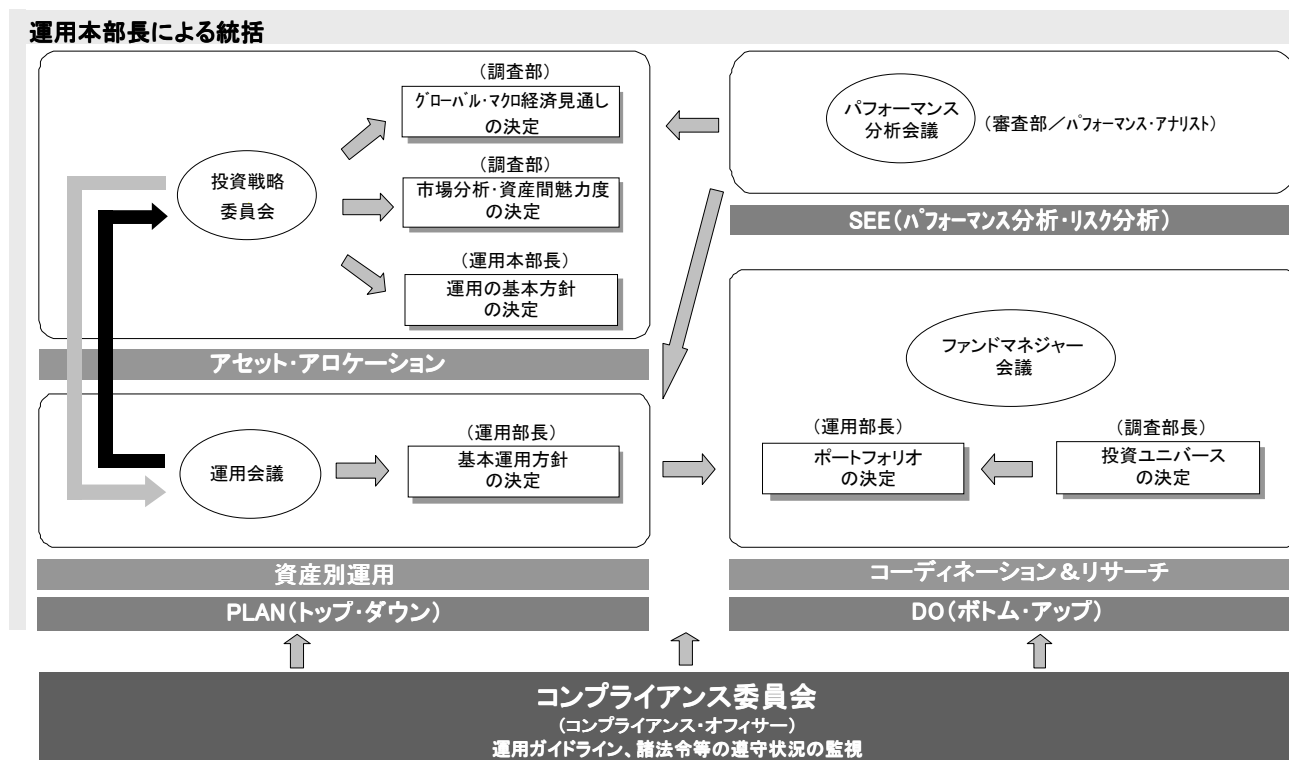
本投資法人の体制

本投資法人は、投信法に基づき設立され、執行役員1名および監督役員2名により構成される役員会により構成されています。執行役員は、3ヵ月に1回以上の頻度で役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営および資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続きを通じ、資産運用会社又はその利害関係人から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。同時に、かかる報告により、本投資法人は、資産運用会社の利害関係人等との取引について、利益相反等に係るリスクの管理に努めています。

本投資法人は、資産運用契約上、資産運用会社から各種報告を受ける権利および資産運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

資産運用会社の体制

A. 運用に関するリスク管理体制



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員および運用担当部長をもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス分析会議	原則月1回	常勤役員、審査部および運用担当部長をもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告および監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者および調査担当者により構成する。 個別銘柄の調査報告および情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員およびコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告および監視を行う。

注) 上記体制は今後変更となる場合があります。

B. コンプライアンス

コンプライアンス・オフィサーによって、業務全般に係る法令諸規則等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の管理・監督を行います。また、コンプライアンス委員会において、法令遵守を推進していくための特別事項の報告と再発防止のための改善策を指示します。

C. 機関化回避に関する運営

投信法に規定する「利害関係人」や社団法人日本証券投資顧問業協会における自主規制ルール上の「関

係会社」より広範囲に対象先を定め、当該対象先との各種取引について監督をする外部専門家（弁護士）を新たに選任した上で、自ら率先垂範して運営します。

4 手数料等および税金

(1) 申込手数料

申込みに係る手数料については、前記「第一部 証券情報、第1 内国投資証券（投資法人債券は除く）

(6) 申込手数料および(11) 払込期日」をご参照ください。

(2) 買戻し手数料

該当事項はありません。

(3) 管理報酬等

執行役員および監督役員

執行役員および監督役員の報酬は、執行役員の各々について1人当り月額15万円、監督役員の各々について1人当り月額15万円とし、当月分を当月末までに支払います。

会計監査人（監査法人トーマツ）

会計監査人に対して支払われる報酬の金額は、年額300万円とし、毎決算期終了月の翌月末に支払うものとします。

資産運用会社（エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社）

資産運用報酬として、毎月末純資産額の0.089%（1円未満は切捨て）を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して資産運用会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。なお、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、当該報酬にあわせて支払うものとします。

一般事務受託者（株式会社だいこう証券ビジネス）

A. 委託準備報酬として、100万円を委託者の設立登記完了後1ヵ月以内に一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。

B. 毎月の名義書換等に係る一般事務取扱報酬として、毎月末純資産額に応じて以下の料率（1円未満は切捨て）を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。

・ 毎月末純資産額 30 億円以下の部分	0.0250%
・ 毎月末純資産額 30 億円超 50 億円以下の部分	0.0218%
・ 毎月末純資産額 50 億円超の部分	0.0168%

C. 前記A. およびB. の報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

運用資産に係る計算に関する一般事務受託者（三井アセット信託銀行株式会社）

毎月末純資産額に0.004%を乗じて算出する毎月の一般事務取扱報酬（1円未満は切捨て）を合計した金額を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して運用資産に係る計算に関する一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は本投資法人の負担とします。）ものとします。また、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

資産保管会社（三井アセット信託銀行株式会社）

下記A.、B.を合計した金額を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内

に6ヵ月分を一括して資産保管会社の指定する口座へ振込む(振込手数料は本投資法人の負担とします。)ものとします。また、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

A. 年間400万円

B. 毎月末純資産額に0.0085%を乗じて算出する毎月の報酬額(1円未満切捨て)を合計した額

未公開有価証券の評価に関する報酬(株式会社日本未公開企業研究所)

A. 未公開有価証券の評価に関する報酬として、各6ヵ月につき150万円を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に未公開有価証券の評価に関する業務受託者の指定する口座へ振込む(振込手数料は本投資法人の負担とします。)ものとします。

B. 前記Aのほか未公開有価証券の評価に関する報酬として、毎月末の運用資産に含まれる未公開有価証券総評価額の0.0167%(1円未満は切捨て)を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して未公開有価証券の評価に関する業務受託者の指定する口座へ振込む(振込手数料は本投資法人の負担とします。)ものとします。

C. 前記A.およびB.の報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

(4) その他の手数料等

本投資法人は、資産運用会社、資産保管会社および一般事務受託者が本投資法人から委託を受けた業務を処理するに際し要する以下の諸費用を負担するほか、当該費用が立て替えられた場合の立替金の遅延利息又は発生した損害金を負担します。

諸費用

本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が本投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が本投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち本投資法人が承認したものを負担するものとします。

投資証券の管理事務に係る費用(投資証券の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。)

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

財務諸表、資産運用報告書等の作成、印刷および交付に係る費用

投資信託および投資法人に関する法律第34条の4の規定に基づく特定資産の価格等の調査に係る費用
公告に係る費用および広告宣伝等に係る費用

本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等(規約第30条に規定する株式会社日本未公開企業研究所を含みます。)に対する報酬および手数料

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

その他前各号に付随又は関連する費用

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者又は日本法人である投資主に関する一般的な課税上の取扱いは以下のとおりです。なお、税法等が改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。

個人投資主の税務

A. 利益の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益の配当は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われます。したがって、配当金を受取る際に原則20%の税率により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、本上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、個人投資主は金額にかかわらず源泉徴収だけで納税手続きを終了させる確定申告不要の選択が可能となります。また、利益の分配に係る源泉税率は、特例により平成20年3月31日までに受取る利益の分配に関しては10%(平成16年1月1日から平成20年3月31日までのものは所得税7%、住民税3%)、そして平

成 20 年 4 月 1 日以後に受取る利益の分配に関しては 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。なお、大口個人投資主（発行済投資口総数の 5%以上を保有）はこの特例の対象とはならず、原則どおりの 20%の税率により所得税が源泉徴収され、総合課税による確定申告が要求されます。

B．利益を超える金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、投資口の消却を伴わない出資の払戻しとして取扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の出資等に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注 1）として上記 A．における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、利益を超える金銭の分配の額のうち、みなし配当以外の金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額として取り扱われます。各投資主はこの収入に対する譲渡原価を計算する必要があります。（注 2）この計算の結果、譲渡収入と譲渡原価との間に差額がある場合には、株式等の譲渡損益として原則として下記 C．における投資口の譲渡における証券会社等を通じて譲渡等の場合と同様の課税上の取扱いを受けます。

出資の払戻しを受けた後の投資口の取得価額は、この出資の払戻しを受ける直前の投資口の取得価額から、出資の払戻しにかかる譲渡原価を控除した金額です。

$$(注 1) \quad \text{みなし配当額} = \text{出資払戻し額} - \frac{\text{投資法人の出資払戻し直前の税務上の資本等の金額}}{\text{各投資主の出資払戻し直前の保有投資口数}} \times \text{一定割合}^* \times \frac{\text{投資法人の出資払戻し直前の発行済投資口総数}}{\text{各投資主の出資払戻し直前の保有投資口数}}$$

$$* \text{一定割合} = \frac{\text{投資法人の出資払戻し総額}}{\text{投資法人の税務上の前期末純資産価額}} \quad (\text{小数点第 2 位を切上げ})$$

（注 2）譲渡収入の金額 = 出資払戻し額 - みなし配当金額（注 1）

譲渡原価の額 = 出資払戻し直前の投資口の取得価額 × 一定割合*（上記*と同じ）

なお、（注 1）のみなし配当の額および一定割合については、本投資法人から各投資主に通知します。

C．投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、株式を譲渡した場合と同様に、株式等の譲渡所得等として原則 26%の申告分離課税（所得税 20%、地方税 6%）の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等との相殺は認められますが、株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することはできません。ただし、本上場投資口を証券会社等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります。

イ．申告分離課税の税率は、平成 19 年 12 月 31 日までの譲渡等に関しては 10%（所得税 7%、住民税 3%）、平成 20 年 1 月 1 日以後の譲渡等に関しては 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。

ロ．本投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない結果株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、この損失を翌年以降 3 年間にわたり、株式等の譲渡所得等の金額から繰越控除を行うことが認められます。

ハ．証券会社における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます。源泉税率は、平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの譲渡等に対しては 10%（所得税 7%、住民税 3%）、平成 20 年 1 月 1 日以後の譲渡等に対しては税率は 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。

法人投資主の税務

A．利益の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益の配当は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。利益分配を受取る際には 20%の税率で所得税が源泉徴収されます。ただし、本上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉税率は、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに受取るものに関しては 7%、平成 20 年 4 月 1 日以後に受取るものに関しては 15%となります。この源泉税は利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となりま

す。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

B．利益を超える金銭の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、投資口の消却を伴わない出資の払戻しとして取り扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の出資等に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記A．における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、利益を超える金銭の分配の額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額として取り扱われます。各投資主はこの収入に対応する譲渡原価を計算する必要があります。この計算の結果、譲渡収入と譲渡原価との間に差額がある場合には譲渡損益としての原則として下記D．と同様の課税上の取扱いを受けます。みなし配当、譲渡原価、譲渡損益の計算方法は個人投資主の場合と同様です。

出資の払戻しを受けた後の投資口の帳簿価額は、この出資の払戻しを受ける直前の投資口の帳簿価額から、出資の払戻しにかかる譲渡原価を控除した金額となります。

C．投資口の期末評価方法

法人投資主による投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には期末日の時価で、売買目的以外の有価証券である場合には原価で評価されます。

D．投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、法人税の課税所得の計算上、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 15 年 11 月 30 日現在

資産の種類	地域別	時価合計(円)	資産総額に対する投資比率(%)
株式(公開株)	日本	105,900,000	30.8
株式(未公開株)		675,096,000	
投資事業有限責任組合出資持分	日本	950,715,000	37.5
現金およびその他の資産	日本	801,168,001	31.6
合計 (資産総額)		2,532,879,001	100.0

注) 投資事業有限責任組合出資持分は、当該組合の事業年度の財務諸表および事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づき、本投資法人の持分相当額を計上しています。

	金額(円)	資産総額に対する比率(%)
資産総額	2,532,879,001	100.0
負債総額	67,858,009	2.7
純資産総額	2,465,020,992	97.3

(2) 運用実績
純資産等の推移

(単位：円)

期 間	総資産額	純資産総額	1口当りの純資産額
平成14年12月末日	2,425,506,523	2,407,289,596	9,629
平成15年1月末日	2,418,284,874	2,391,078,984	9,564
平成15年2月末日	2,386,946,301	2,377,826,720	9,511
平成15年3月末日	2,383,903,045	2,365,207,350	9,460
平成15年4月末日	2,397,294,311	2,374,660,104	9,498
平成15年5月末日	2,423,095,955	2,397,844,247	9,591
平成15年6月末日	2,417,644,202	2,397,988,231	9,591
平成15年7月末日	2,441,183,185	2,395,806,775	9,583
平成15年8月末日	2,421,232,118	2,416,751,088	9,667
平成15年9月末日	2,461,438,801	2,452,585,624	9,810
平成15年10月末日	2,591,345,530	2,511,885,949	10,047
平成15年11月末日	2,532,879,001	2,465,020,992	9,860

分配の推移

該当事項はありません。

自己資本利益率の推移

	収益率
第1期(平成14年3月15日～平成15年1月31日)	7.4%

注) 自己資本利益率 = 当期利益 / 期末純資産額 × 期間日数 (223日) で年率換算

1口当たり当期利益は、期間日数 (223日) で年率換算することにより算定しています。

(3) 販売および買戻しの実績

	販売口数	買戻し口数
第1期(平成14年3月15日～平成15年1月31日)	250,000口	0口

注) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

6. 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

A. 本投資法人発行する投資口の1口当たりの純資産額(以下「基準価額」といいます。)は、下記の資産評価に基づき、原則として日々の時価評価により、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額(基準価額) = \frac{\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}}{\text{発行済み投資口数の総口数}}$$

B. 本投資法人の経理処理は、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」(平成12年総理府令第134号) 社団法人投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)の評価規則ならびに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り処理します。

C. 資産評価の方法

資産の評価は下記のとおり資産の種類ごとに定めることとします。

イ. 証券取引所に上場されている有価証券

上場証券取引所における終値により評価することを原則とします。ただし、評価日において終値が

ない場合は、気配値で評価することができるものとします。また、評価日において気配値もない場合は、直近の終値又は気配値で評価することができるものとします。

東京市場を含む二つ以上の市場に上場されている有価証券については、東京市場の相場で評価することを原則とします。

東京市場を除く二つ以上の市場に上場されている有価証券については、社団法人投資信託協会が決定した市場の相場で評価することを原則とします。

ロ．店頭売買有価証券および上場予定有価証券ならびに店頭登録予定有価証券

店頭売買有価証券の評価は、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格として日本証券業協会が発表する評価日の基準値により評価することを原則とします。

上場予定有価証券および店頭登録予定有価証券の評価は、評価日の気配相場で評価し、評価日に気配相場がない場合には、直近の気配相場で評価することを原則とします。ただし、気配相場の発表が行われないものについては、取得価額で評価することができるものとします。

ハ．未公開株式等

未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。

また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、以下に従い保有未公開株式等の評価を行います。

() 運用資産についてより透明性を増すために、第三者機関の評価を採用することを原則とします。

() 時価として付すべき価格の計算方法として、ディスカウントキャッシュフロー方式(DCF方式)および類似会社比準方式の併用を原則として、収益還元方式と類似会社比準方式の併用、類似会社比準方式を個別事例の特色に併せて採用することを基本とします。

ニ．投資事業組合の出資持分

投資事業組合の持分の評価にあたっては、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。

また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、投資事業組合の純資産額から算出された単位当たりの持分価額で評価を行います。

ホ．上記以外の有価証券等

上記に定めがない場合には、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」(平成12年総理府令第134号)投資協会の評価規則ならびに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をもって、運用資産の評価を行うものとします。

D．算出頻度、投資者による照会方法

基準価額は、決算日ごとに算出し、決算日後に作成される計算書類に記載され、投資主に送付されるほか、証券取引法に基づいて決算日後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。また、大阪証券取引所の「ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例」第10条の規定に従い、適時開示を行います。

申込(販売) 手続等

申込期間中(平成16年1月23日から平成16年2月2日まで)の各営業日に、「第一部 証券情報」に従って本書に基づいて投資証券の募集が行われます。

申込みの方法および申込証拠金、発行価格等の申込の条件については「第一部 証券情報」をご参照ください。

買戻し手続等

該当事項はありません。

保管

投資主は証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託することができます。保

護預りの場合、投資証券は混蔵保管され、投資主に対しては預り証が交付されます。保護預り証券について預り証を省略し、取引の都度、その時点で残高が記載された「取引明細書」を交付する方法によっても可能です。(本投資証券が大阪証券所に上場できない場合には、保管を委託出来ない場合があります。)

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた証券会社等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を機構に預託することができます。この場合、機構はこれらの預託された本投資証券について分別保管せず混蔵保管によって集中保管します。機構は、これらの預託された本投資証券について預託後相当の時期に機構名義への名義書換えの請求を本投資法人に対して行います。機構に本投資証券を預託した投資主は本投資証券の保管の委託をした証券会社等に申し出ることにより、機構に預託した本投資証券の券面の交付および返還を受けることができます。なお、本投資証券が大阪証券取引所に上場出来ない場合には機構に預託することは出来ません。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない場合、本投資証券の券面は、投資主らが自らの責任において保管することとなります。

存続期間

本投資法人の存続期間の定めはありません。ただし、投資主総会において本投資法人規約を変更し、その存続期間を変更する場合は、この限りではありません。この場合において、本投資法人は、当該投資法人規約変更後2週間以内に、その旨を監督官庁に届出ます。

計算期間

本投資法人の計算期間は、毎年2月1日から翌年1月31日までとします。ただし、第1期の計算期間については本投資法人の成立の日から平成15年1月31日までとします。

その他

A. 増減資に関する制限

イ. 投資口の追加発行

- () 本投資法人の発行する投資口の総口数は100万口です。
- () 執行役員は、前()の範囲内において、役員会の承認を得たうえで投資口の追加発行ができます。
- () 当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とします。
- () 本投資法人の発行する投資口の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は100分の50を超えるものとします。

ロ. 最低純資産額

本投資法人は、5,000万円を純資産額の最低限度額として保持します。なお、投信法第67条第6項により、現在のところ5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

B. 解散条件

本投資法人は、次の事由により解散します。

イ. 投資主総会の決議

ロ. 合併

ハ. 破産

ニ. 解散を命ずる裁判

ホ. 投信法第187条の登録の取消し

C. 規約の変更

投資法人規約を変更するには、発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上により可決される必要があります。ただし、書面による議決権行使が認められていること、および投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しない

ときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記(3)投資主の権利、議決権をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、大阪証券取引所の規則に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更にあたる場合には、証券取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。又、変更後の規約は証券取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

なお、本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます。

D. 関係法人との契約の更改・解約等に関する手続等

本投資法人と各関係法人との間で締結済みの契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は以下のとおりです。

イ. 資産運用委託契約

本投資法人は、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社との間で資産運用委託契約を締結しています。

() 契約期間

契約は本投資法人が登録を完了した日から平成25年1月31日までとします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに10年間延長されるものとし、以後も同様とします。

() 契約の解約

契約を解除する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。解約は双方が協議し、その協議の結果は投資主総会の承認を得るものとし、上記の規定にかかわらず、本投資法人は、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社が下記のa.、b.に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議を経て契約を解除することができるものとし、この場合、投資主総会の承認を得ることを要しないものとし、

a. エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

b. 前a.に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社は、本投資法人の同意を得なければ、契約を解除することはできません。

本投資法人は、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社が下記a.からc.に定める事由の一つにでも該当する場合には、契約を解除しなければなりません。

a. 投資信託委託業者でなくなったとき

b. 投信法第200条各号のいずれかに該当することになったとき

c. 解散したとき

エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社は、本投資法人に対し、契約の終了に当たり、運用業務の引継ぎに必要な事務を行うなど、契約終了後の事務の移行に関して協力する義務を負うものとし、

() 契約の変更

契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとし、変更は双方が合意して、その合意結果は、投資主総会の承認(ただし、資産運用報酬の変更に限り、)を得るものとし、

ロ. 一般事務委託契約

() 名義書換等事務受託者

本投資法人は、株式会社だいこう証券ビジネスとの間で一般事務委託契約を締結しています。

a. 契約期間

契約の有効期間は契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月延長されるものとし、以後も同様とします。

b. 契約の解約

契約を解約をする場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。解約は双方が合意の上行うものとします。

本投資法人は、株式会社だいこう証券ビジネスが下記ア. からエ. に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

ア. 契約の各条項に違反したとき

イ. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき

ウ. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき

エ. 振出にかかる手形、小切手が不渡りになったとき

本投資法人に上記ア. からエ. に事由が生じた際には、株式会社だいこう証券ビジネスは契約を解除することができます。

c. 契約の変更

契約を変更をする場合は、双方いずれかの一方から相手方に対して、その3ヵ月前までに文書により通知します。変更は双方が合意の上行うものとします。

() 計算事務受託者

本投資法人は、三井アセット信託銀行株式会社との間で一般事務委託契約を締結しています。

a. 契約期間

契約の有効期間は契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

b. 契約の解約

契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。解約は双方が合意の上行うものとします。

本投資法人は、三井アセット信託銀行株式会社が下記ア. からエ. に定める事由の一つにでも該当する場合には直ちに契約を解除することができます。

ア. 契約の各条項に違反したとき

イ. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき

ウ. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき

エ. 振出にかかる手形、小切手が不渡りになったとき

本投資法人に上記ア. からエ. の事由が生じた際には、三井アセット信託銀行株式会社は契約を解除することができます。

c. 契約の変更

契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。変更は双方が合意の上行うものとします。

d. 委託事務の再委託

三井アセット信託銀行株式会社は委託事務を行うに際し、自己の責任で再委託することができます。三井アセット信託銀行株式会社が、委託事務を再委託する場合には、契約上の三井アセット信託銀行の義務を再委託先に遵守させなければなりません。なお、再委託後も、三井アセット信託銀行株式会社は本投資法人に対し、契約に基づく義務の履行について一切の責任を免れないものとします。

() 販売会社

本投資法人は、販売会社との間で、投資証券の募集の取扱等の業務を委託するため、一般事務委

託契約を締結しています。

a. 契約期間

契約の有効期間は、平成 16 年 1 月 8 日から平成 16 年 3 月 5 日までとします。

b. 契約の解除

本投資法人は、販売会社が下記のア. からエ. に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

ア. 契約の各条項に違反したとき

イ. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき

ウ. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき

エ. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

本投資法人に上記ア. からエ. の事由が生じた際には、販売会社は契約を解除することができます。

八. 資産保管委託契約

本投資法人は、三井アセット信託銀行株式会社との間で資産の保管にかかる業務を委託するため、資産保管委託契約を締結しています。

() 契約期間

契約期間は、本投資法人の登録完了の日から平成 25 年 1 月 31 日までとします。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに 10 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

() 契約の解約

契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その 3 ヶ月前までに文書により通知します。解約は双方が合意の上行うものとします。

本投資法人は、三井アセット信託銀行株式会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

a. 契約の各条項に違反したとき

b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき

c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始申立をなし、又はそれらの申立があったとき

d. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

本投資法人に上記 a. から d. の事由が生じた際には、三井アセット信託銀行株式会社は契約を解除することができます。

() 契約の変更

契約を変更をする場合は、双方いずれかの一方から相手方に対して、その 3 ヶ月前までに文書により通知します。変更は双方が合意の上行うものとします。

() 委託事務の再委託

三井アセット信託銀行株式会社は委託事務を行うに際し、自己の責任で再委託することができます。三井アセット信託銀行株式会社が、委託事務を再委託する場合には、契約上の三井アセット信託銀行の義務を再委託先に遵守させなければなりません。なお、再委託後も、三井アセット信託銀行株式会社は本投資法人に対し、契約に基づく義務の履行について一切の責任を免れないものとします。

二. 会計監査人

() 本投資法人は、監査法人トーマツを会計監査人とします。

() 会計監査人は、投資主総会において選任します。

() 会計監査人の任期は、就任後 1 年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。

() 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会

において再任されたものとみなします。

(2) 利害関係人との取引制限

利害関係人等との取引制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、資産運用会社と一定の利害関係を有する者（以下「利害関係人等」といいます。）との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。ここで「利害関係人等」とは、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として投信法施行令で定める者を指します。

A．資産運用会社の利害関係人等である次にイ．からト．までに掲げる者の当該イ．からト．までのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、投資法人に利益を害することとなる取引を行うこと。

イ．投資信託委託業者 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人

ロ．信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ．信託業務を営む金融機関 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ニ．投資顧問業者 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客

ホ．宅地建物取引業者 宅地建物取引業に係る顧客

ヘ．不動産特定共同事業者 不動産特定協同事業の事業参加者

ト．イ．からヘ．までに掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として政令で定めるもの 政令で定める顧客等

B．資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

C．資産運用会社の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ．証券会社

ロ．登録金融機関

ハ．宅地建物取引業者

ニ．イ．からハ．までに掲げる者のほか、政令で定めるもの

D．資産運用会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

E．資産運用会社の利害関係人等である証券会社又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買い付けること。

F．資産運用会社の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の養成を受けて、当該不動産特定事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

G．資産運用会社の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

H．資産運用会社の利害関係人等である信託会社などが信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること。

I．資産運用会社の利害関係人等である有限責任組合契約の業務執行組合員が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責任組合の契約出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該業務執行組合員にの要請を受けて、当該有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行うほかの投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産および内閣府令で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投資法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限り、）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第34条の6第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限り、）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます。（投信法第34条の6第4項、第26条第3項）。

資産の運用の制限

投資法人は、その執行役員又は監督役員、その資産の運用を行う投資信託委託業者、その執行役員又は監督役員の親族、その資産の運用を行う投資信託委託業者の取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行うことは認められません（投信法第195条、第193条）。

- A．有価証券の取得又は譲渡
- B．有価証券の貸借
- C．不動産の取得又は譲渡
- D．不動産の貸借
- E．不動産の管理の委託
- F．宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

資産運用会社の社内規程による利害関係人等との取引制限

A．コンプライアンス委員会

資産運用会社では、投信法の定める利害関係人等との取引については、コンプライアンス委員会にて法令上の問題点の有無のほか運用資産の受託者としての責務を遵守しているか否か等を審議・検討します。

B．機関化防止規則

資産運用会社は、機関化回避の観点より、運用機関としての運用の独立性を確保し、投信法、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」（以下、投資顧問業法という）に規定する忠実義務、さらには受託者責任を全うするため、資産運用会社が資産運用会社の主要株主グループ（以下、対象先という）との間で行う重要な取引等について、外部の専門家による監査を含め、社内ルールを確立することを目的として機関化防止規則を定めています。

利害関係人等に対する支払手数料

A. 取引状況

(単位：円)

区 分	売 買 金 額 等					
	買付額等 A	うち利害関係 人等との取引 額 B	B - A	売付額等 C	うち利害関係 人等との取引 額 D	D - C
株 券						
新株予約権証券						
公 社 債						
新株予約権付社債						
その他有価証券						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
預 金						
譲渡性預金証書						
金 銭 信 託						
コール・ローン						
貸付金(コール・ローンを除き、割引手形を含む)						
匿名組合出資持分						
信 託 受 益 権						
建 物						
土 地						
借地権・地上権						
そ の 他	1,000,000,000	1,000,000,000	100			

(注) 「その他」は投資事業有限責任組合に対する出資であります。当該組合の無限責任組合員は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条に定める利害関係人であり、上記においては、取引実績のあるエスピーアイ・キャピタル株式会社について記載しております。

B. 支払手数料

(単位：円)

区 分	支 払 手 数 料 総 額 A	うち利害関係人 への支払額 B	B / A
組 合 設 立 費	30,000,000	30,000,000	100%
組 合 管 理 費	5,808,000	5,808,000	100%

(注) 上記利害関係人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条に定める利害関係人であり、投資事業有限責任組合の無限責任組合員である、エスピーアイ・キャピタル株式会社について記載しております。

(3) 投資主の権利等

投資主が投信法および本投資法人の規約により有する主な権利の内容および行使手続の概要は次のとおりです。

投資口の処分権

投資主は投資口を自由に譲渡することができます(投信法第78条第1項)。なお、投資口を譲渡するには、投資証券を交付しなければなりません(投信法第78条第4項)。

投資証券交付請求権および不所持請求権

投資主は、本投資法人の成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます(投信法第83条第2項)。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることできます(投信法第83条第5項、商法第226条ノ2)。

金銭分配請求権

投資主は、投信法および本投資法人の規約に定められた金銭の分配の分配方針に従って作成され、役員会の承認を得た金銭の分配に係る計算書に従い、金銭の分配を受ける権利を有しています。毎決算期末日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その決算期に関する金銭に分配を受ける権利を行使することのできる者とします(規約第27条第4項)。

金銭の分配方針に関しては、前記「2 投資方針、(3) 分配方針」をご参照ください。

残余財産分配請求権

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています(投信法第163条第1項、商法第425条本文)。ただし、本投資法人は、投資主(実質投資主を含みます。)の請求による投資口の払戻しは行いません(規約第5条)。

議決権

投信法又は本投資法人の規約により定められる一定の事項は、投資主により構成される投資主総会で決議されます(投信法第89条、規約第31条)。

投資主は投資口1口につき1個の議決権を有しています(投信法第94条第1項、商法第241条第1項本文)。投資主総会においては、原則として出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されますが(規約第31条第5項)、規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口数の過半数に当たる投資主が出席し、その議決権の3分の2以上により決議されなければなりません(投信法第140条、商法第343条第1項等)。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です(投信法第92条第1項)。

議決権は、代理人をもって行使することができますが(投信法第94条第1項、商法第239条第2項)、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限られます(規約第31条第8項)。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、

議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第31条第6項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載された投資主とします（規約第31条第7項）。

その他投資主総会に関する権利

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前より引続き当該投資口を有するものに限りま）は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を執行役員に提出して投資主総会の招集を請求することができます（投信法第94条第1項、商法第237条）。

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前より引続き当該投資口を有するものに限りま）は、執行役員に対して会日より8週間前に書面をもって一定の事項を総会の会議の目的となすべきことを請求することができます。ただし、その事項が総会の決議すべきものでない場合はこの限りではありません（投信法第94条第1項、商法第232条ノ2第1項）。

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前より引続き当該投資口を有するものに限りま）は、投資主総会招集の手續およびその決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます（投信法第94条第1項、商法第237条の2）。

投資主は、招集の手續若しくは決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反するとき、又は決議につき特別の利害関係を有する投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます（投信法第94条第1項、商法第247条）。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は無効である場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます（投信法第94条第2項）。

代表訴訟提起権、違法行為差止請求権および役員解任請求権

6ヵ月前から引続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面にて執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えを提起することができるほか（投信法第110条、商法第267条）執行役員が投資法人の目的の範囲外の行為その他法令又は規約に違反する行為を行い、その結果投資法人に回復困難な損害を生ずるおそれがある場合には、執行役員に対してその行為を止めるよう請求することができます（投信法第110条、商法第272条）。

執行役員および監督役員は投資主総会の特別決議（投信法第140条第2項において準用する商法第343条の規定による決議を意味します。）により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前より引続き当該投資口を有するものに限りま）は、30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます（投信法第99条第1項、第104条、商法第257条）。

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、本投資法人に対して新投資口無効確認の訴えを提起することができます（投信法第123条第1項、商法第280条ノ15）。

投資主は、本投資法人の合併がある場合で、その手續に瑕疵があったときは、本投資法人に対して合併無効確認の訴えを提起することができます（投信法第150条第1項、商法第415条）。

投資主は、本投資法人の設立手續に瑕疵があった場合には、本投資法人に対して設立の日から2年以内に設立無効確認の訴えを提起することができます（投信法第163条第1項、商法第428条）。

帳簿等閲覧請求権

投資主は、執行役員に対して、理由を付した書面により、会計の帳簿および資料の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第138条第1項、第2項）。

第2 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本の額および事業の内容

名 称：エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社

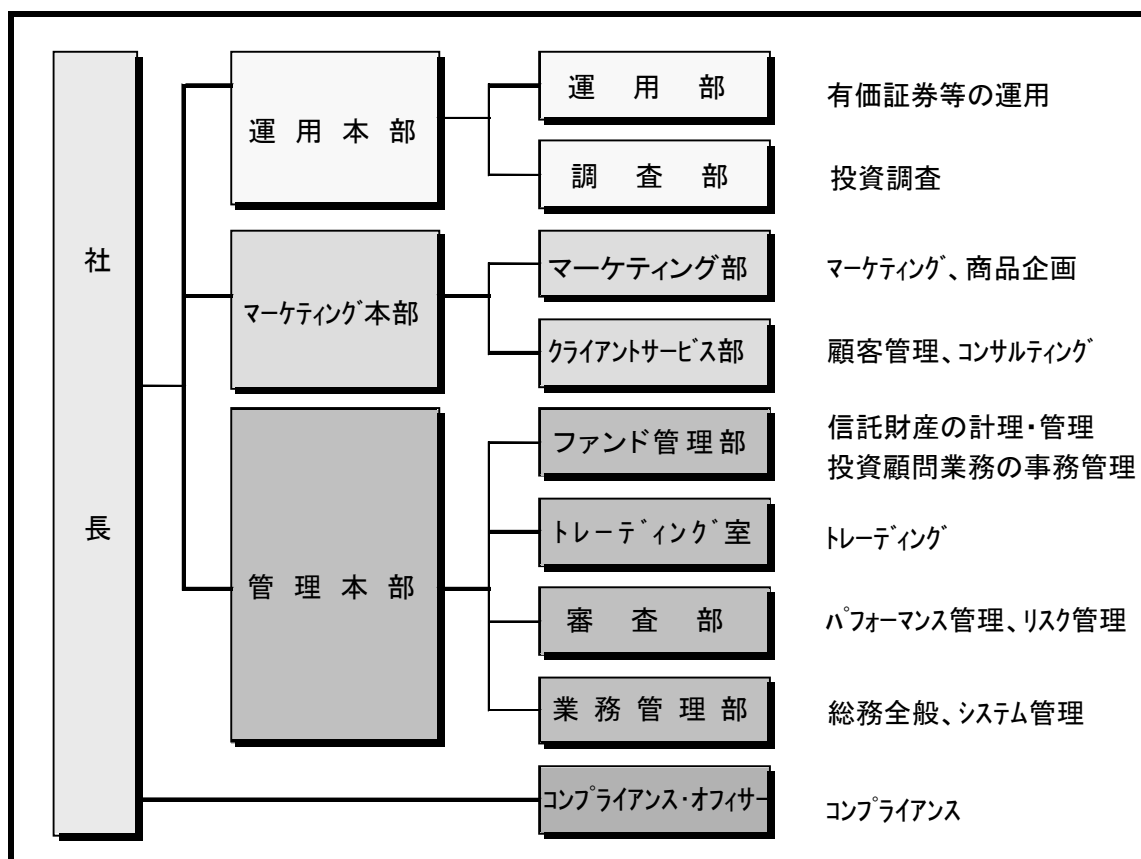
資 本 の 額：4億20万円（平成15年11月30日現在）

事業の内容：証券投資信託委託者の業務、投資法人の有価証券等の資産運用に係る業務、有価証券等に係る投資顧問業務および投資一任契約に係る業務、ならびにその他前記業務に付帯又は関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 運用体制

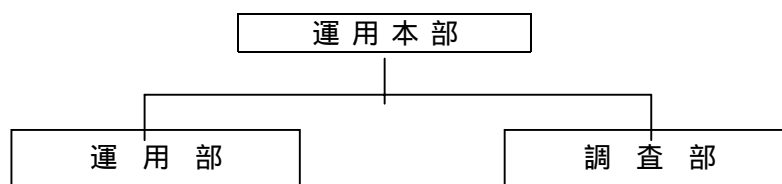
資産運用会社の運用体制

本書の日付現在における資産運用会社の業務運営の組織体制は以下の通りです。



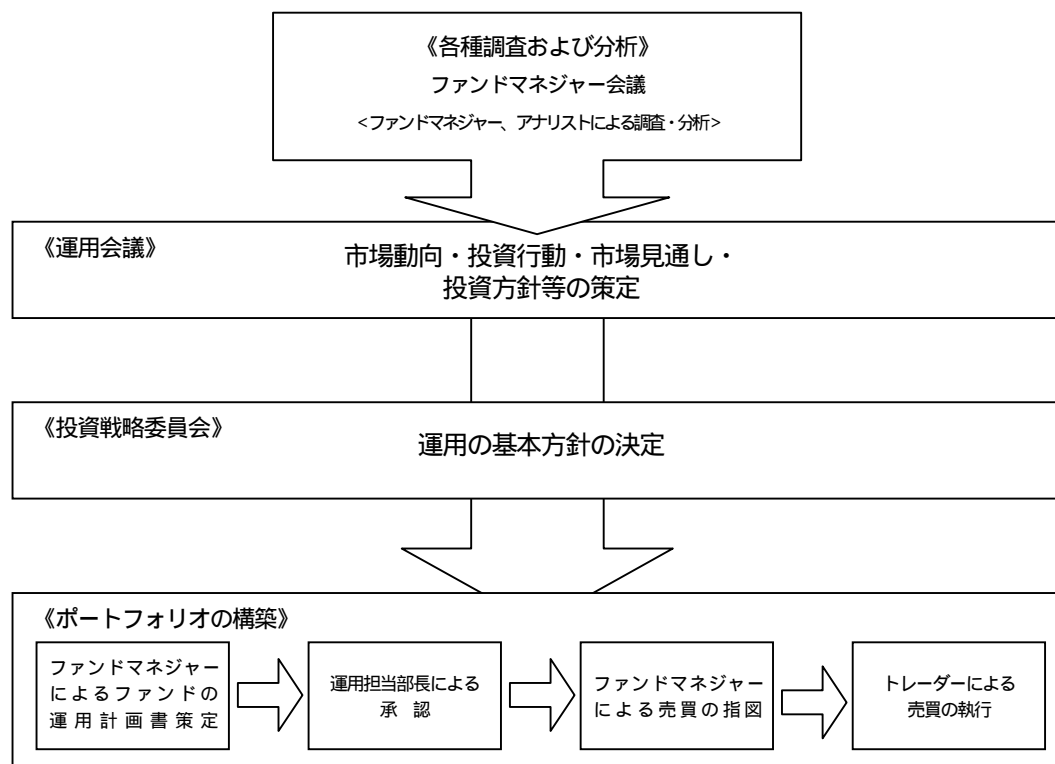
資産運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では運用部長および調査部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。運用部は、内外の株式および債券等の運用を担当し、調査部は企業の調査・分析を担当します。



運用は、運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで行われます。

- A. ファンドマネジャー、アナリストによる調査・分析および基本投資戦略の協議・策定を経て、運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。
- B. 「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員および運用担当部長をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定され、決算を迎えるファンドごとの収益分配案が承認されます。
- C. ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用担当部長の承認後、売買の指図を行います。



上記体制は今後変更となる場合があります。

リスク管理体制については、前記「第1 投資法人の状況、3 投資リスク(2)投資リスクに対する管理体制について、資産運用会社の体制」をご参照ください。

(3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ソフトバンク・インベストメント株式会社	東京都港区西新橋一丁目10番2号	34,800株	95.08%
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南一丁目3番1号	1,800株	4.92%

注)比率欄については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(4) 役員の状況

(本書提出日現在)

氏名	役職名	主要経歴		所有株式数
松井 一幸	代表取締役 社長兼管理 本部長	昭和62年4月 平成11年12月 平成12年3月 平成12年5月 平成12年9月 平成12年11月 平成14年5月 平成14年9月	太平洋証券株式会社入社 シュローダー証券株式会社入社 シグナ・インターナショナル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社入社 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社入社 モーニングスター株式会社入社 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社入社(現エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社) 同社取締役 ソフトバンク・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー入社 同社取締役会長(現職) ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社 同社代表取締役社長 株式会社シービズ入社 同社取締役(非常勤、現職) エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 同社 代表取締役社長(現職)	0株
木暮 康明	取締役 運用本部長 兼運用部長	昭和57年4月 平成10年8月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年5月 平成15年9月	安田信託銀行株式会社入行 モーニングスター株式会社入社 同社調査分析部長 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社 入社 (現エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社) 同社取締役業務管理部長 同社取締役運用本部長兼運用部長(現職) ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人執行役員 就任(現職)	0株
藤田 俊晴	取締役 (非常勤)	昭和54年4月 平成11年11月 平成13年10月 平成14年10月 平成15年12月	株式会社熊谷組入社 熊谷組U Kリミテッド代表取締役社長 ソフトバンク・インベストメント入社 同社 法務部ゼネラルマネージャー(現職) エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 同社取締役(非常勤、現職)	0株
平井 研司	監査役 (非常勤)	昭和63年4月 平成10年8月 平成12年1月 平成12年4月 平成14年5月 平成14年10月	サントリー株式会社入社 アンダーセン・コンサルティング入社 日本ビューレットパカード株式会社入社 ソフトバンク・インベストメント株式会社入社 エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社 入社 同社監査役(非常勤、現職) ソフトバンク・インベストメント株式会社 同社執行役員就任(現職)	0株

(5) 事業の内容および営業の概況

委託会社は、証券投資信託委託業の認可を取得し、投資信託委託業者として、その業務を行っております。平成15年11月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は以下のとおりです。

なお、委託会社は、投資一任契約業務の認可を受け、投資助言業務のほか投資一任契約に基づく投資一任業務を行っています。

(平成15年11月30日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(千円)
追加型株式投資信託	3本	801,255
単位型株式投資信託	4本	4,704,605

2 その他の関係法人の概況

(1) 一般事務受託会社（運用資産に係る計算に関する一般事務受託者）

名称、資本の額および事業の内容

- A. 名称：三井アセット信託銀行株式会社
- B. 資本の額：11,000百万円(平成15年11月30日現在)
- C. 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要

本投資法人の運用にかかる資産の計算に関する業務を行います。

資本関係

該当事項はありません。

(2) 一般事務受託会社（名義書換等に係る一般事務受託者）

名称、資本の額および事業の内容

- A. 名称：株式会社だいこう証券ビジネス
- B. 資本の額：5,768百万円(平成15年11月30日現在)
- C. 事業の内容：名義書換代理人業務ならびに証券事務代行サービス業務等を営んでいます。

関係業務の概要

- A. 発行する投資口の名義書換に関する業務
- B. 投資証券の発行に関する業務
- C. 機関(投資主総会・役員会)の運営に関する業務
- D. 投資主に対して分配をする金銭の支払に関する業務
- E. 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する業務
- F. 計算に関する業務(運用資産に係る計算を除きます。)
- G. 会計帳簿の作成に関する業務
- H. 納税に関する業務

資本関係

該当事項はありません。

(3) 一般事務受託会社(販売会社)

名称、資本の額および事業の概要

名称	資本の額 (平成 15 年 11 月 30 現在)	事業の内容
イー・トレード証券株式会社	11,501 百万円	証券取引法に基づき証券業を営んでいます。
ウツミ屋証券株式会社	2,456 百万円	
高木証券株式会社	11,069 百万円	
ワールド日栄証券株式会社(注)	11,717 百万円	

ワールド日栄証券株式会社は、平成 16 年 2 月 2 日に、ソフトバンク・フロンティア証券株式会社(東京都港区、代表取締役社長:長谷部 修)と合併する予定となっております。存続会社はワールド日栄証券株式会社で、新会社の商号はワールド日栄フロンティア証券株式会社、資本金は 121 億円を予定しております。

関係業務の内容

本投資法人の投資証券の販売会社として、投資証券の募集の取扱等を行います。

資本関係

該当事項はありません。

(4) 資産保管会社

名称、資本の額および事業の内容

- A. 名称:三井アセット信託銀行株式会社
- B. 資本の額:11,000 百万円(平成 15 年 11 月 30 日現在)
- C. 事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の内容

本投資法人の資産の保管にかかる業務を行います。

資本関係

該当事項はありません。

(5) 未公開有価証券評価会社

名称、資本の額および事業の内容

- A. 名称:株式会社日本未公開企業研究所
- B. 資本の額:100 百万円(平成 15 年 11 月 30 日現在)
- C. 事業の内容:未公開企業が作成した事業計画、決算書類、税務申告書等に基づき、企業評価(時価総額算出)します。又、事業計画書の作成支援、資金調達の支援を行います。

関係業務の内容

本投資法人に属する運用資産に含まれる未公開有価証券の評価に関する業務を行います。

資本関係

該当事項はありません。

第3 投資法人の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表および中間財務諸表は、第1期計算期間（平成14年3月15日から平成15年1月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条により、改正前の「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」（平成12年総理府令第134号）に基づいて作成しており、第2期中間計算期間（平成15年2月1日から平成15年7月31日まで）については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条により、改正前の「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」（平成12年総理府令第134号）に基づいて作成しております。

なお、第1期財務諸表および第2期中間財務諸表に記載している金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てております。

2. 監査証明について

本投資法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成14年3月15日から平成15年1月31日まで）の財務諸表および第2期中間計算期間（平成15年2月1日から平成15年7月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる監査および中間監査を受けております。

監 査 報 告 書


平成15年12月12日

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人


執行役員 木 暮 康 明 殿

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士

余 詔 豊 

関与社員 公認会計士

鈴木 正 房 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の平成14年3月15日から平成15年1月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び附属明細表について監査を行った。この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、投資法人の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の財務諸表がベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の平成15年1月31日現在の財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

1. 財務諸表
貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第1期 (平成15年1月31日現在)	
		金額	構成比
資産の部			%
流動資産			
預金		2,188,461	
有価証券		27,750	
その他		2,223	
流動資産合計		2,218,434	91.7
固定資産			
投資等			
投資有価証券		199,850	
投資等合計		199,850	
固定資産合計		199,850	8.3
資産合計		2,418,284	100.0
負債の部			
流動負債			
営業未払金		23,119	
未払金		3,268	
未払法人税等		791	
その他		26	
流動負債合計		27,205	1.1
負債合計		27,205	1.1
出資の部			
出資総額 2			
出資総額 1		2,500,000	103.4
剰余金			
当期末処理損失		108,921	
(うち当期損失) 3		(108,921)	
剰余金合計		108,921	4.5
出資合計		2,391,078	98.9
負債・出資合計		2,418,284	100.0

損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第 1 期 (自 平成14年 3月15日 至 平成15年 1月31日)	
		金 額	百分比
経常損益の部			%
営業損益の部			
1. 営業収入			
受取利息		217	
有価証券売買等損益		20,754	
2. 営業費用			
執行役員および監督役員報酬		4,500	
資産運用報酬		20,608	
資産保管手数料		4,996	
一般事務委託手数料		10,329	
設立企画人報酬		2,100	
会計監査人報酬		3,150	
組合設立費		30,000	
組合管理費		5,808	
出資払込金取扱手数料		1,827	
その他営業費用		4,273	
営業損失			108,129
経常損失			108,129
税引前当期損失			108,129
法人税、住民税及び事業税			791
当期損失			108,921
当期末処理損失			108,921

〔重要な会計方針〕

項目	期別	第1期 〔自平成14年3月15日 至平成15年1月31日〕
1. 有価証券の評価基準および評価方法		(1) 売買目的有価証券 貸借対照表日の最終の市場価格等に基づく時価法を採用しております。その評価差額については、損益計算書の有価証券売買等損益に計上しております。なお、売却原価は移動平均法により算定しております。 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. 繰延資産の処理方法		創業費および新投資口発行費は、全額支出時の費用として処理しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 投資事業有限責任組合出資の会計処理方法 (2) 消費税等の処理方法		(1) 本投資法人が投資する投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表に基づき、その資産、負債、収益および費用の各項目につき、本投資法人の持分相当額をそれぞれ計上しております。 (2) 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第1期 (平成15年1月31日現在)	
1 発行する投資口の総数及び発行済投資口数	
発行する投資口数	1,000,000口
発行済投資口数	250,000口
2 「投資信託及び投資法人に関する法律」第67条第6項に規定する最低純資産額	50,000千円
3 投資法人の貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則(平成12年11月17日総理府令第134号)第46条の2に規定する額	
貸借対照表上の純資産総額が出資総額を下回っており、その差額は、108,921千円であります。	

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

(単位：千円)

期別 項目	第1期 (自平成14年3月15日 至平成15年1月31日)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	27,750	22,200
合計	27,750	22,200

2. 時価評価されていない有価証券

(単位：千円)

期別 項目	第1期 (平成15年1月31日現在)	
	種類	貸借対照表計上額
その他有価証券 投資有価証券に属するもの 非上場株式(店頭売買株式を除く)		199,850
合計		199,850

(デリバティブ関係)

本投資法人は、デリバティブ取引を一切行っておりませんので、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第1期 (平成15年1月31日現在)
税効果会計適用による繰延税金資産は、その計算基礎となる一時差異がないため計上しておりません。

(関連当事者との取引)

該当事項はありません。

(投資口1口当たり情報)

第1期 (自平成14年3月15日 至 平成15年1月31日)	
1口当たり純資産額	9,564円
1口当たり当期損失	435円
なお、潜在投資口調整後1口当たり当期損失金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。	

附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

上場株式

(単位：千円)

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価(円)	金額	単価(円)	金額		
株東北新社	18,500	2,700	49,950	1,500	27,750	22,200	
計	18,500		49,950		27,750	22,200	

未公開株式

(単位：千円)

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価(円)	金額	単価(円)	金額		
ワールド・ロジ(株)	1,713	116,666	199,850	116,666	199,850	-	
計	1,713		199,850		199,850	-	
株式合計 +	20,213		249,800		227,600	22,200	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

3. 不動産等明細表のうち総括表

該当事項はありません。

4. その他特定資産の明細表

(単位：千円)

特定資産の種類	数量	帳簿価額		評価額(持分相当額)		評価損益	備考
		単価(円)	金額	単価(円)	金額		
ブイアール企業再生 ファンド投資事業有 限責任組合出資持分	1,000	-	250,000	-	212,396	37,604	
合計	1,000	-	250,000	-	212,396	37,604	

(注1) 上記帳簿価額は、ブイアール企業再生ファンド投資事業有限責任組合契約書第9条第2項に基づく出資履行金額であります。

(注2) 投資事業有限責任組合出資の会計処理については、当該組合の財務諸表に基づき、その資産、負債、収益および費用の各項目につき、本投資法人の持分相当額をそれぞれ計上しております。

5. 投資法人債明細表

該当事項はありません。

6. 借入金明細表

該当事項はありません。

7. 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
出 資 総 額	2,000,000	500,000	-	2,500,000	
出 資 剰 余 金	-	-	-	-	
合 計	2,000,000	500,000	-	2,500,000	

〔参考情報〕

以下に添付する金銭の分配に係る計算書は、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」(平成12年総理府令第134号)に基づき作成しております。

ただし、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)において、投資法人の経理状況を表す財務諸表として、貸借対照表、損益計算書、および附属明細表が明示されており、当該金銭の分配に係る計算書は財務諸表の範囲外であるため、監査法人トーマツによる監査は受けておりません。

金銭の分配に係る計算書(参考情報)

(単位：千円)

科 目	期 別	第1期 〔自 平成14年3月15日 至 平成15年1月31日〕
		金 額
当期末処理損失		108,921
分配金		-
(投資口1口当たりの分配金の額)		(0円)
次期繰越損失		108,921
分配金の額の算出方法		本投資法人の規約第27条第2項第1号に定める分配可能金額が0円のため、分配を行っておりません。

中間監査報告書


平成15年12月12日

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人


執行役員 木暮康明 殿

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士

余部 豊 

関与社員 公認会計士

鈴木 正彦 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の平成15年2月1日から平成15年7月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について投資法人の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の平成15年7月31日現在の財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成15年2月1日から平成15年7月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

2. 中間財務諸表
中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	当中間計算期間 (平成15年7月31日現在)	
		金額	構成比
資産の部			%
流動資産			
預金		1,693,852	
有価証券		140,160	
その他		7,921	
流動資産合計		1,841,935	75.5
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		599,248	
投資その他の資産合計		599,248	24.5
固定資産合計		599,248	
資産合計		2,441,183	100.0
負債の部			
流動負債			
営業未払金		23,313	
未払金		21,541	
未払法人税等		475	
その他		46	
流動負債合計		45,376	
負債合計		45,376	1.9
出資の部	2		
出資総額	1		
出資総額		2,500,000	102.4
剰余金			
中間未処理損失	3	104,193	4.3
出資合計		2,395,806	98.1
負債・出資合計		2,441,183	100.0

中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	当中間計算期間 〔 自 平成 15 年 2 月 1 日 至 平成 15 年 7 月 31 日 〕	
		金 額	百分比
経常損益の部			%
営業損益の部			
1. 営業収入			
受取配当金	1,277		
受取利息	12		
有価証券売買等損益	45,013	46,303	100.0
2. 営業費用			
執行役員および監督役員報酬	2,700		
資産運用報酬	13,382		
資産保管手数料	3,378		
一般事務委託手数料	6,553		
会計監査人報酬	1,575		
組合管理費	9,918		
その他営業費用	3,594	41,100	88.8
営業利益		5,202	11.2
経常利益		5,202	11.2
税引前中間純利益		5,202	11.2
法人税、住民税及び事業税		475	0.4
中間純利益		4,727	10.2
前期繰越損失		108,921	235.2
中間未処理損失		104,193	225.0

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>項目</p> <p>期別</p>	<p>当中間計算期間</p> <p>(自 平成15年 2月 1日)</p> <p>(至 平成15年 7月 31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 売買目的有価証券 中間計算期間末日の最終の市場価格等に基づく時価法を採用しております。その評価差額については、中間損益計算書の有価証券売買等損益に計上しております。 なお、売却原価は移動平均法により算定しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
<p>2. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金の計上基準 上場株式については、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。また、非上場株式については、入金時に全額計上しております。</p>
<p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 投資事業有限責任組合出資の会計処理方法 投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表又は事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づき、その資産、負債、収益および費用の各項目につき、本投資法人の持分相当額をそれぞれ計上しております。</p> <p>(2) 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。</p> <p>(3) 法人税、住民税及び事業税 中間計算期間に係る法人税、住民税及び事業税は、当計算期間末において予定している金銭の分配額が、租税特別措置法第67条の15第1項、租税特別措置法施行令第39条の32の3第4項および第5項に基づき損金算入できることを前提として、当中間計算期間に係る金額を計算しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間計算期間 (平成15年7月31日現在)	
1	発行する投資口の総数および発行済投資口数 発行する投資口の総数 1,000,000口 発行済投資口数 250,000口
2	「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年6月4日法律第198号)第67条第6項に規定する最低純資産額 50,000千円
3	「投資法人の貸借対照表、損益損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」(平成12年11月17日総理府令第134号)第46条の2に規定する額 貸借対照表上の純資産総額が出資総額を下回っており、その差額は104,193千円であります。

(中間損益計算書関係)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

時価評価されていない有価証券

(単位：千円)

項目	期別	当中間計算期間 (平成15年7月31日現在)
	種類	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 投資有価証券に属するもの 非上場株式(店頭売買株式を除く)		599,248
合計		599,248

(注) うち 3,148千円は、ブイアール企業再生ファンド投資事業有限責任組合を通じた投資であります。

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当中間計算期間 (自平成15年2月1日至平成15年7月31日)
税効果会計適用による繰延税金資産は、その計算基礎となる一時差異がないため、計上していません。

(投資口1口当たり情報)

当中間計算期間 (自 平成15年2月1日 至 平成15年7月31日)	
投資口につき、株式に準じて「1株当たり当期純利益に関する会計基準」 (企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。	
1口当たり純資産額	9,583円
1口当たり中間純利益	19円
なお、潜在投資口調整後1口当たり中間純利益については、潜在投資口 がないため記載しておりません。	
(注) 1口当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下の通りでありま す。	
当中間計算期間 (自 平成15年2月1日 至 平成15年7月31日)	
中間純利益	4,727千円
普通投資主に帰属しない金額	-千円
普通投資口に係る中間純利益	4,727千円
期中平均投資口数	250,000口

3. 投資法人の現況

(1) 純資産額計算書

平成 15 年 11 月 30 日現在

資産総額	2,532,879,001 円
負債総額	67,858,009 円
純資産総額 (-)	2,465,020,992 円
発行済投資口数	250,000 口
1 口当たり純資産総額 (/)	9,860 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄 (上位 30 銘柄)

上場株式

(平成 15 年 11 月 30 日現在)(単位:円)

順位	銘柄名	地域	業種	株数	移動平均法に基づく 帳簿価格		評価額		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	テイクアンドグヴ・ニーズ	日本	サービス業	2	3,972,914.0	7,945,828	3,900,000	7,800,000	0.32
2	フェイス	日本	情報・通信	7	676,868.4	4,738,078	867,000	6,069,000	0.25
3	モック	日本	サービス業	7	853,249.3	5,972,745	845,000	5,915,000	0.24
4	日本高純度化学	日本	化学	5	730,143.1	3,650,715	1,170,000	5,850,000	0.24
5	クインランド	日本	卸売業	5	450,099.1	2,250,495	1,110,000	5,550,000	0.23
6	イーピーエス	日本	サービス業	19	301,412.0	5,726,828	289,000	5,491,000	0.22
7	バックスグループ	日本	サービス業	18	175,250.0	3,154,500	303,000	5,454,000	0.22
8	日本駐車場開発	日本	不動産業	16	349,699.9	5,595,197	331,000	5,296,000	0.21
9	インデックス	日本	情報・通信	8	364,149.5	2,913,195	659,000	5,272,000	0.21
10	自然堂	日本	サービス業	3,400	1,048.0	3,563,302	1,530	5,202,000	0.21
11	東北新社	日本	情報・通信	2,800	1,500.0	4,200,000	1,840	5,152,000	0.21
12	アクセル	日本	電気機器	8	482,258.4	3,858,066	640,000	5,120,000	0.21
13	ジー・モード	日本	情報・通信	7	319,502.4	2,236,516	718,000	5,026,000	0.20
14	アグレックス	日本	情報・通信	1,700	2,906.9	4,941,771	2,920	4,964,000	0.20
15	楽天	日本	サービス業	10	467,497.0	4,674,970	496,000	4,960,000	0.20
16	ケア 21	日本	サービス業	13	175,000.0	2,275,000	360,000	4,680,000	0.19
17	フィールズ	日本	卸売業	6	623,915.8	3,743,494	760,000	4,560,000	0.18
18	ソフトブレーン	日本	情報・通信	11	423,575.1	4,659,326	370,000	4,070,000	0.17
19	オンコセラピー・サイエンス	日本	医薬品	3	1,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000	0.12
20	インターアクション新	日本	精密機器	7	274,153.3	1,919,072	375,000	2,625,000	0.11
21	ドワンゴ	日本	情報・通信	2	566,666.5	1,133,333	1,120,000	2,240,000	0.09
22	インターアクション	日本	精密機器	4	274,153.3	1,096,613	401,000	1,604,000	0.07
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
合計				8,058		83,249,044		105,900,000	

業種別の投資比率

(平成15年11月30日現在)(単位:円)

業種	株数	移動平均法に基づく 帳簿価格	評価額		評価損益	備考
			比率(%)	金額		
サービス業	3,469	33,313,173	1.60	39,502,000	6,188,827	
情報・通信業	4,535	24,822,219	1.33	32,793,000	7,970,781	
卸売業	11	5,993,989	0.41	10,110,000	4,116,011	
化学	5	3,650,715	0.24	5,850,000	2,199,285	
不動産業	16	5,595,197	0.21	5,296,000	299,197	
電気機器	8	3,858,066	0.21	5,120,000	1,261,934	
精密機器	11	3,015,685	0.17	4,229,000	1,213,315	
医薬品	3	3,000,000	0.12	3,000,000	0	
合計	8,058	83,249,044	4.30	105,900,000	22,650,956	

未公開株

(平成15年11月30日現在)(単位:円)

順位	銘柄名	地域	業種	株数	移動平均法に基づく 帳簿価格		評価額		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	セイワ・プロ	日本	卸売業	400	530,000	212,000,000	530,000	212,000,000	8.60
2	ワールド・ロジ	日本	倉庫・運輸	1,713	116,666.6	199,850,000	116,667	199,850,571	8.11
3	モール・オブ・ティーヴィー	日本	小売業	550	275,000	151,250,000	275,000	151,250,000	6.14
4	元気	日本	情報・通信	21,000	3,000	63,000,000	3,000	63,000,000	2.56
5	ビー・アドベンチャー	日本	サービス業	60,000	550	33,000,000	550	33,000,000	1.34
6	カルディオ	日本	医薬品	12,000	1,333	15,996,000	1,333	15,996,000	0.65

業種	株数	移動平均法に基づく 帳簿価格	評価額		評価損益	備考
			比率(%)	金額		
卸売業	400	212,000,000	8.60	212,000,000	0	
倉庫・運輸	1,713	199,850,000	8.11	199,850,000	0	
小売業	550	151,250,000	6.14	151,250,000	0	
情報・通信	21,000	63,000,000	2.56	63,000,000	0	
サービス業	60,000	33,000,000	1.34	33,000,000	0	
医薬品	12,000	15,996,000	0.65	15,996,000	0	
合計	95,663	675,096,000	27.39	675,096,000	0	

未公開株等の発行者について

A. ワールド・ロジ株式会社

イ. 代表者の役職氏名 代表取締役 上井 健次

ロ. 本店所在地 大阪府大阪市住之江区南港中七丁目2番29号

ハ. 設立年月日 平成9年12月22日

ニ. 事業の内容 最善・最適物流システムの提案、サービスの提供

ホ. 発行済株式総数 38,500株

ヘ. 資本金 711,500千円

ト．平成 15 年 6 月期の業績

(単位:千円 単位未満切捨て)

	平成 15 年 6 月期	平成 14 年 6 月期
売 上 高	8,577,606	7,037,440
経 常 利 益	137,256	117,295
当期純利益	48,149	23,476
配 当 総 額	0	0
総 資 産	3,877,569	3,960,234
総 負 債	2,221,928	2,507,006
株主資本(純資産)	1,655,641	1,453,228

(注)連結 監査有

チ．その他

本投資法人(甲)とワールド・ロジ株式会社(丙)の間には、既存株主(乙)から譲渡を受けた平成 14 年 12 月 24 日付けで以下のような株式譲渡制限契約を締結しております。

甲は、丙が証券取引所に上場もしくは店頭市場に登録した日から 2 年を経過する日までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ甲が丙に対して当該事由により本件株式の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出し、丙が承認した場合はこの限りでない。

- () 平成 17 年 6 月 30 日までに丙が証券取引所に上場もしくは店頭市場に登録しなかった場合。
- () 丙の税引前経常利益が前年比で大幅に下落した場合(30%以上を目安とする)。
- () 丙の株式時価が、譲渡価格の 50%以上上昇した場合(譲渡株数は当初保有株数の 2 分の 1 を上限とする)。
- () 丙の反社会的な事由などにより、保有継続することが甲に投資した投資主の利益に反する場合。
- () 甲が、投資口の払戻しや解散により資産の売却が必要となった場合。
- () 本件株式の全部又は一部譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合。

B．株式会社セイワ・プロ

イ．代表者の役職氏名 代表取締役 奥田 正明

ロ．本店所在地 大阪府松原市別所二丁目 3 番 20 号

ハ．設立年月日 平成 3 年 3 月 27 日

ニ．事業の内容 100 円均一商品輸入製造卸、洗浄・環境事業

ホ．発行済株式総数 3,189 株

ヘ．資本金 311,850 千円

ト．平成 15 年 2 月期の業績

(単位:千円 単位未満切捨て)

	平成 15 年 2 月期	平成 14 年 2 月期
売 上 高	4,590,284	3,306,584
経 常 利 益	192,857	105,319
当期純利益	108,252	63,368
配 当 総 額	7,972	3,189
総 資 産	2,941,823	2,571,794
総 負 債	2,166,008	1,901,042
株主資本(純資産)	775,815	670,751

(注)連結 監査有

チ．その他

特記事項はありません。

C. 株式会社モール・オブ・ティーヴィー

- イ. 代表者の役職氏名 代表取締役社長 米持 貴史
 ロ. 本店所在地 東京都港区西新橋1丁目1番3号 桜田ビル9F
 ハ. 設立年月日 平成8年6月7日
 ニ. 事業の内容 テレビショッピング専門チャンネルの企画・運営、放映商品の販売
 ホ. 発行済株式総数 19,962 株
 ヘ. 資本金 712,350 千円
 ト. 平成15年3月期の業績 (単位:千円 単位未満切捨て)

	平成15年3月期	平成14年3月期
売上高	2,086,844	1,959,758
経常利益	30,394	123,388
当期純利益	18,963	115,598
配当総額	0	0
総資産	490,701	430,802
総負債	269,272	228,313
株主資本(純資産)	221,429	202,488

(注) 単独 監査有

チ. その他

平成15年3月期の貸借対照表、損益計算書および損失処理案は株主総会で承認されておりません。
 平成16年2月頃、修正された平成15年3月期の貸借対照表、損益計算書および損失処理案が臨時株主総会に提出される予定となっています。

D. 株式会社ビー・アドベンチャー

- イ. 代表者の役職氏名 代表取締役社長 水上 茂男
 ロ. 本店所在地 山梨県甲府市丸の内三丁目33番7号
 ハ. 設立年月日 平成元年4月20日
 ニ. 事業の内容 美容健康機器および販売、ビューティースタジオチェーン経営
 ホ. 発行済株式総数 4,972,000 株
 ヘ. 資本金 595,100 千円
 ト. 平成15年3月期の業績 (単位:千円 単位未満切捨て)

	平成15年3月期	平成14年3月期
売上高	3,360,451	3,788,293
経常利益	275,883	129,760
当期純利益	142,193	69,747
配当総額	24,860	0
総資産	2,117,961	2,120,274
総負債	803,538	948,045
株主資本(純資産)	1,314,422	1,172,229

(注) 単独 監査有

チ. その他

特記事項はありません。

E. 元気株式会社

- イ. 代表者の役職氏名 代表取締役 浜垣 博志
 ロ. 本店所在地 東京都新宿区二丁目4番12号 新宿ラムダックスビル
 ハ. 設立年月日 平成2年10月16日
 ニ. 事業の内容 家庭用ゲーム機器向けソフトウェア商品およびネットワークコンテンツの企画・開発・販売
 ホ. 発行済株式総数 899,500 株
 ヘ. 資本金 684,250 千円

ト．平成 15 年 3 月期の業績

(単位:千円 単位未満切捨て)

	平成 15 年 3 月期	平成 14 年 3 月期
売 上 高	2,525,102	1,023,058
経 常 利 益	420,620	506,498
当期純利益	393,500	496,228
配 当 総 額	0	0
総 資 産	1,970,450	2,044,327
総 負 債	1,011,594	1,478,238
株主資本(純資産)	958,855	566,088

(注)単独 監査有

チ．その他

特記事項はありません。

F．株式会社カルディオ

イ．代表者の役職氏名 代表取締役社長 吉田 耕治

ロ．本店所在地 大阪府大阪市北区天満四丁目 15 番 5 号

ハ．設立年月日 平成 13 年 10 月 31 日

ニ．事業の内容 心臓・血管を中心とした循環器系における再生医療に対する細胞医薬品および医療用機器器具の委託研究、医薬デバイスの製造・販売

ホ．発行済株式総数 569,000 株

ヘ．資本金 145,800 千円

ト．15 年 3 月期の業績

(単位:千円 単位未満切捨て)

	15 年 3 月期	14 年 3 月期
売 上 高	52,795	5,440
経 常 利 益	56,960	24,730
当期純利益	57,377	24,805
配 当 総 額	0	0
総 資 産	203,152	18,934
総 負 債	10,835	5,639
株主資本(純資産)	192,317	13,294

(注)単独 監査無

チ．その他

特記事項はありません。

(3) 投資不動産物件

該当すべき事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

(平成 15 年 11 月 30 日現在)(単位：円)

特定資産の種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		評価損益
		単価	金額	単価	金額	
ブイアール企業 再生ファンド投 資事業有限責任 組合出資持分	1,000	950,715	950,715,000	950,715	950,715,000	0
合 計	1,000	950,715	950,715,000	950,715	950,715,000	0

(注 1) 上記帳簿価額は、ブイアール企業再生ファンド投資事業有限責任組合契約書第 9 条第 2 項に基づく出資履行金額であります。

(注 2) 投資事業有限責任組合出資の会計処理については、当該組合の財務諸表に基づき、その資産、負債、収益および費用の各項目につき、本投資法人の持分相当額をそれぞれ計上しております。

(5) 投資事業有限責任組合を通じて投資を行った株式等(平成15年11月30日現在)

各投資事業有限責任組合の投資を行った株式等のうち、本投資法人の持分相当額を記載します。

(単位:円)

ブイアール企業再生ファンド投資事業有限責任組合(本投資法人の当該組合に対する持分比率:99.9%)							
銘柄	株数 (株)	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
(株)インフォロジー 普通株式	21	75,000	1,574,000	75,000	1,574,000		
株式小計	21		1,574,000		1,574,000		
銘柄	額面 (円)	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
(株)インフォロジー第 3回無担保転換社債 型新株予約権付社債 変動利付 ^(注3) 平成 20年5月26日	1,570,000	100	1,573,425	100	1,573,425		
エスピーアイ・ディベ ロップメント(株)第5 回無担保転換社債型 新株予約権付社債 1%平成20年2月 29日	80,000,000	100	79,920,000	100	79,920,000		
エスピーアイ・ディベ ロップメント(株)第6 回無担保転換社債型 新株予約権付社債 1%平成20年2月 29日	49,082,553	100	49,033,470	100	49,033,470		
その他有価証券小計	130,657,553		130,526,895		130,526,895		

(注1)株数および額面については小数点以下を切り捨てて表示しております。

(注2)帳簿価額は前期貸借対照表価額もしくは取得価額です。

(注3)年利率は、各利払期間の初日における長期プライムレート+0.1%(1%下限)

A. 株式会社インフォロジー

イ. 代表者の役職氏名 代表取締役社長 久富 統

ロ. 本店所在地 東京都渋谷区代々木二丁目20番12号 呉羽ビル4階

ハ. 設立年月日 平成14年10月

ニ. 事業の内容 GISソフトウェアの開発・販売・メンテナンス

ホ. 発行済株式総数 960株

ヘ. 資本金 48,000千円

ト. 過去の業績 該当なし

チ. その他 特になし

B. エスピーアイ・ディベロップメント株式会社

イ. 代表者の役職氏名 代表取締役 北尾 吉孝

ロ. 本店所在地 東京都港区西新橋一丁目 10 番 2 号 住友生命西新橋ビル

ハ. 設立年月日 平成 11 年 6 月

ニ. 事業の内容 有価証券の取得及び保有並びに運用 (ダイオ化成 (東証 2 部上場の網戸ネットメーカー) を買収済)

ホ. 発行済株式総数 200 株

ヘ. 資本金 10,000 千円

ト. 平成 15 年 5 月期の業績

単位:千円 単位未満切捨て

	平成 15 年 5 月期	平成 14 年 5 月期
売上高	0	0
経常利益	0	0
当期純利益	0	0
配当総額	0	0
総資産	10,000	1,000
総負債	0	0
株主資本 (純資産)	10,000	1,000

(注) 単独 監査無

チ. その他

平成 15 年 5 月期までは休眠会社であり、事業を行っておりません。

第 4 その他

- (1) 目論見書に届出書本文第一部「証券情報」、第二部「発行者情報」「第 1 投資法人の状況」および「第 2 関係法人の概況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙にロゴ・マークおよび図案を採用し、ファンドの形態を記載することがあります。
- (3) 目論見書に投資法人規約の全文を記載します。
- (4) 要約目論見書を使用することがあります。

添付書類(要約目論見書)を、特定有価証券の開示に関する内閣府令第 12 条第 1 項 1 号口に規定する書類として、以下の記載にしたがい、使用することがあります。

当要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール(ハガキ・封書用)として使用される他、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体および書籍等に記載されることがあります。

当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラストおよびキャッチコピーを付加して使用することがあります。

当要約目論見書は、本届出書の効力発生日以降、募集勧誘にあたって使用するものとし、当該効力発生日については効力発生日をもって記載し、使用するものとします。

第5 内国投資証券事務の概要

- a . 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所ならびに手数料
本投資証券の名義書換手続については、投資主が本投資法人の名義書換業務を受託する一般事務受託会社(株式会社だいこう証券ビジネス)に申し出て行います。
取扱場所：株式会社だいこう証券ビジネス 東京支社
東京都中央区日本橋兜町 14 番 9 号
取次所：株式会社だいこう証券ビジネス 本店および全国各支店
代理人：株式会社だいこう証券ビジネス
東京都中央区日本橋兜町 14 番 9 号
手数料：無料

- b . 投資主名簿の閉鎖の時期
該当事項はありません。

- c . 投資主に対する特典
該当事項はありません。

- d . 内国投資証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

- e . その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
本投資法人の投資主総会は2年に1回以上開催されます。開催場所は東京都港区又はその隣接地又は大阪市中央区です。投資主総会の開催にあたっては、会日の2ヵ月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに投資主名簿に記載された各投資主に対して通知します。

クローズド・エンド型証券投資法人

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

規 約

平成 14 年 3 月 11 日制定

平成 14 年 8 月 8 日一部改正

平成 15 年 11 月 5 日一部改正

クローズド・エンド型証券投資法人
ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約

第1章 総則

(商号)

第1条 この証券投資法人の商号は、ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人(以下「本投資法人」といいます。)とします。

(目的)

第2条 本投資法人は、わが国の株式を主要投資対象とし、わが国の株式およびその他の有価証券に対しては、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性等を意図しながら、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」といいます。)の中長期的成長を目的とします。

(本店の所在する場所)

第3条 本投資法人は、本店を東京都港区西新橋一丁目10番2号に置きます。

(公告の方法)

第4条 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

第2章 投資口

(投資主の請求による投資口の払戻し)

第5条 本投資法人は、投資主(実質投資主を含みます。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わないものとします。

(発行する投資口の総口数等)

第6条 本投資法人の発行する投資口の総口数は、100万口とします。

本投資法人の執行役員は、前項の範囲内において、役員会の承認を得た上で投資口の追加発行ができるものとします。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、運用資産の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とします。

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

(設立の際に発行する投資口の発行価額および口数)

第 7 条 本投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額は、1 口当たり 1 万円とし、発行口数は 2 0 万口とします。

(名義書換事務受託者)

第 8 条 本投資法人は、投資口につき名義書換事務受託者を置きます。

名義書換事務受託者およびその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定の上、公告し、各投資主に通知します。ただし、第 2 9 条第 1 号に規定する本投資法人の設立時の一般事務受託者は、この限りではありません。

本投資法人の投資主名簿 (実質投資主名簿を含みます。以下同じ。) は、名義書換事務受託者の事務取扱場所に備え置き、投資口の名義書換、質権の登録またはその抹消、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理その他投資口に関する事務は、名義書換事務受託者が取扱います。

(投資口の取扱い)

第 9 条 本投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資口の名義書換、質権の登録およびその抹消、投資証券の再発行その他投資口に関する手続きならびにその手数料については、法令または本規約のほか、役員会にて定めるものとします。

(投資主名簿の閉鎖)

第 10 条 本投資法人は、あらかじめ公告して投資主名簿の記載の変更を停止することができます。

(投資法人が常時保持する最低限度の純資産額)

第 11 条 本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5 , 0 0 0 万円とします。

第 3 章 資産運用

(資産運用の対象および方針)

第 12 条 本投資法人は、別に定める資産運用の対象および方針に従って、その資産運用を行うものとします。

(資産運用の範囲等)

第 13 条 本投資法人は、その運用資産を中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく中小企業等投資事業有限責任組合 (以下「投資事業組合」といいます。) の出資持分およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証書ならびに次の有

価証券（本邦通貨表示のものに限ります。以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する邦貨建ての証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)なお、前各号の証券および証書を以下「有価証券」といいます。また、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

本投資法人は、運用資産を前項に掲げる有価証券等に投資するほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

1. 預金
2. コール・ローン
3. 指定金銭信託
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 金銭債権(有価証券、約束手形および金融デリバティブ取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号で定める取引をいいます。))に該当するものを除きます。)

本投資法人は、第1項の規定にかかわらず、資産運用上必要と認められるときは、運用資産を前項に定める金融商品により運用することができます。

(投資する株式等の運用範囲)

第14条 本投資法人が投資することができる株式、新株引受権証券、新株予約権証券および転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものは、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行

するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものおよび未公開の株式の発行会社の発行するものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 15 条 本投資法人は、投資事業組合を通じた投資を含めて、取得時において運用資産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、運用資産の純資産額の 100 分の 10 を超える運用を行いません。

本投資法人は、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において運用資産の純資産額の 100 分の 20 を超える運用を行いません。

(信用取引の運用範囲)

第 16 条 本投資法人は、運用資産の効率的な運用に資するために、第 2 項に定める範囲において、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。前項の信用取引の運用は、次の各号に掲げる株式の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、かつ

1. 運用資産に属する株券および新株予約権証券の権利行使より取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 運用資産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 運用資産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または運用資産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用・目的・範囲)

第 17 条 本投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。

また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。

条の範囲内で再投資することができるものとします。

(運用資産に関する報告等)

第21条 本投資法人が第29条第2号に基づき一般事務を委託する一般事務受託者は、第26条に定める毎決算日に損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを本投資法人に提出します。

執行役員は、前項に定める報告書等に基づき、本投資法人が第29条第1号に基づき一般事務を委託する一般事務受託者を通じて法令に定める計算書類等を作成し、会計監査人に提出し、その監査を受けます。

会計監査人は、前項に定める計算書類等を受領した後、4週間以内に、法令に定める監査報告書を執行役員に提出するものとします。

執行役員は、第2項の計算書類等および前項の監査報告書を本投資法人役員会に提出し、その承認を受けるものとします。

本投資法人は、第2項の計算書類等および第3項の監査報告書を、法令に定めるところに従い、本投資法人の本店に備え置き、閲覧に供するものとします。

(運用資産ディスクロージャーの指針)

第22条 本投資法人の主要投資対象が、上場および登録株式と未公開の株式であることから、投資売買取引のディスクロージャーのポイントと、投資対象企業の財務状況等のディスクロージャーのポイントの二側面に配慮して、ディスクロージャーすることを基本とします。

本投資法人は、前項のほか、法令および上場する証券取引所のルールに準拠して、ディスクロージャーを行うものとします。

(損益の帰属)

第23条 本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者(以下「資産運用会社」といいます。)の運用により、本投資法人の運用資産に生じた利益および損失は、すべて本投資法人に帰属します。

(借入金および投資法人債発行の有無)

第24条 本投資法人は、資金借入れおよび投資法人債の発行を行わないものとします。

第4章 資産評価および金銭の分配

(資産評価の方法および基準)

第25条 本投資法人の資産評価の方法は、原則として、日々の時価評価とし、その基準は

別に定める資産評価の方法および基準の通りとします。

本規約において、純資産額とは、前項の方法により算定された本投資法人の資産総額に繰延資産等を合算し、負債総額を控除した金額をいい、当該純資産額を本投資法人の発行する総投資口数で除した金額を基準価額といたします。

(決算期)

第 26 条 本投資法人の決算期は毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとします（以下、1 月 31 日を「決算日」といいます。） ただし、本投資法人の最初の決算期は、本投資法人設立の日から平成 15 年 1 月 31 日までとします。

(金銭の分配の方針)

第 27 条 本投資法人の金銭の分配の方針は、以下の通りとします。

本投資法人は、年 1 回、以下の方針に基づき金銭の分配を行います。

1 . 投資主に分配する金銭の総額（以下「分配可能金額」といいます。）は、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した金額ならびに繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後の売買損益に評価損益（未公開有価証券に係るものは除きます。）を加減した利益金額から、諸経費、資産運用報酬および当該報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後の金額とします。

なお、毎決算期において、運用資産に生じた損失は、次期に繰越します。

2 . 分配金額は、租税特別措置法第 67 条の 15 に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として本投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、本投資法人の運営の健全性を高めるために積立てるものとします。

3 . 前号により積立てられた内部留保金については、第 12 条に基づき運用を行います。

利益を超えた金銭の分配

前項 2 にかかわらず、本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合は、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。

配当金の分配方法

配当金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主または登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配

するものとしします。

分配金の時効等

前項に規定する分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとしします。なお、未払分配金には利息を付さないものとしします。

(資産運用報酬の計算方法および支払の時期)

第28条 資産運用会社に支払う報酬の計算方法および支払の時期は、以下の通りとしします。資産運用報酬として、毎月末純資産額の0.089%(1円未満は切捨て)を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して、資産運用会社の指定する口座へ振込む(振込手数料は本投資法人の負担としします。)ものとしします。なお、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、当該報酬にあわせて支払うものとしします。

第5章 成立時の一般事務委託、資産運用委託および資産保管委託等

(成立時の一般事務受託者、資産運用会社および資産保管会社)

第29条 成立時の一般事務受託者、資産運用会社および資産保管会社の名称および住所ならびに本投資法人(以下、本条において「委託者」といいます。)がこれらの者と締結すべき契約(以下、本条において「委託契約」といいます。)の概要は、以下の通りとしします。なお、発行する投資口の募集に関する事務は法令の定めるところに従い、一般事務受託会社を役員会で決め、募集のつど一般事務委託契約を締結することとしします。

1. 一般事務受託者

イ. 名称：株式会社だいこう証券ビジネス

ロ. 住所：大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号

ハ. 委託すべき業務の内容：

- ・ 発行する投資口の名義書換に関する事務
- ・ 投資証券の発行に関する事務
- ・ 機関(投資主総会、役員会)の運営に関する事務
- ・ 投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務
- ・ 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- ・ 計算に関する事務(運用資産に係る計算を除きます。)
- ・ 会計帳簿の作成に関する事務
- ・ 納税に関する事務

二． 契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- ・ 委託契約期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- ・ 委託者は、一般事務受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに委託契約を解約することができるものとします。
 - a． 委託契約の各条項に違背したとき
 - b． 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c． 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
 - d． 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- ・ 委託者に前記の事由が生じた際には、一般事務受託者は委託契約を解約することができるものとします。

ホ． 契約の内容の変更に関する事項：

委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

ヘ． 報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法は、以下の通りとします。

- a． 委託準備報酬として、100万円を委託者の設立登記完了後1ヵ月以内に一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は委託者の負担とします。）ものとします。
- b． 毎月の委託報酬として、毎月末純資産額に応じて以下の料率（1円未満は切捨て）を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は委託者の負担とします。）ものとします。
 - ・ 毎月末純資産額30億円以下の部分 0.0250%
 - ・ 毎月末純資産額30億円超50億円以下の部分 0.0218%
 - ・ 毎月末純資産額50億円超の部分 0.0168%
- c． 前記a．およびb．の報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投

資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

2. 一般事務受託者

イ. 名称：中央三井信託銀行株式会社（会社分割により現三井アセット信託銀行株式会社）

ロ. 住所：東京都港区芝三丁目3番1号

ハ. 委託すべき業務の内容：

運用資産に係る計算に関する業務。なお、一般事務受託者は、当該業務の全部または一部を再委託することがあります。

ニ. 契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- ・ 委託契約期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- ・ 委託者は、一般事務受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに委託契約を解約することができるものとします。
 - a. 委託契約の各条項に違背したとき
 - b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
 - d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- ・ 委託者に前記の事由が生じた際には、一般事務受託者は委託契約を解約することができるものとします。

ホ. 契約の内容の変更に関する事項：

委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

ヘ. 報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

毎月末純資産額に0.004%を乗じて算出する毎月の報酬額（1円未満は切捨て）を合計した金額を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して一般事務受託者の指定する口座へ振込む（振込手数料は委託者の負担とします。）ものとしてします。また、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の

負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

3. 資産運用会社

イ. 名称：あおぞらアセットマネジメント株式会社（現エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社）

ロ. 住所：東京都港区西新橋一丁目10番2号

ハ. 委託すべき業務の内容：

委託者の資産運用に関する業務

ニ. 契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- ・ 委託契約期間は、委託者が登録を完了した日から平成25年1月31日までとします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに10年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は双方が協議し、その協議結果は、投資主総会の承認を得るものとします。
- ・ 前記の規定にかかわらず、委託者は、資産運用会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議を経て委託契約を解約することができるものとし、この場合、投資主総会の承認を得ることを要しないものとします。
 - a. 資産運用会社が職務上の義務に反し、または職務を怠ったとき
 - b. 前記に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき
- ・ 資産運用会社は、委託者の同意を得なければ、委託契約を解約することはできません。
- ・ 委託者は、資産運用会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、委託契約を解約しなければなりません。
 - a. 投資信託委託業者でなくなったとき
 - b. 投資信託及び投資法人に関する法律第200条各号のいずれかに該当することとなったとき
 - c. 解散したとき

ホ. 契約の内容の変更に関する事項：

委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は双方が合意して、その合意結果は、投資主総会の承認（ただし、資産運用報酬の変更に限ります。）を得るものとします。

ヘ. 報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

報酬の支払いは、以下の通りとします。

委託報酬として、毎月末純資産額の0.089%（1円未満は切捨て）を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して資産運用会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は委託者の負担とします。）ものとします。なお、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、当該報酬にあわせて支払うものとします。

4. 資産保管会社

イ. 名称：中央三井信託銀行株式会社（会社分割により現三井アセット信託銀行株式会社）

ロ. 住所：東京都港区芝三丁目33番1号

ハ. 委託すべき業務の内容：

- ・ 有価証券の保管事務
- ・ 有価証券以外のその他の資産の保管事務
- ・ 委託者の指定する諸書類の保管に関する事務

なお、資産保管会社は、当該業務の全部または一部を再委託することがあります。

ニ. 契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- ・ 委託契約期間は、委託者が登録を完了した日から平成25年1月31日までとします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに10年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- ・ 委託者は、資産保管会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに委託契約を解約することができるものとします。
 - a. 委託契約の各条項に違背したとき
 - b. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
 - d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- ・ 委託者に前記の事由が生じた際には、資産保管会社は委託契約を解約することができるものとします。

ホ. 契約の内容の変更に関する事項：

委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。

へ．報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：

下記 a . b . を合計した金額を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して資産保管会社の指定する口座へ振込む（振込手数料は委託者の負担とします。）ものとします。また、当該報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

a . 年間400万円

b . 毎月末純資産額に0.0085%を乗じて算出する毎月の報酬額（1円未満切捨て）を合計した額

（未公開有価証券の評価に関する業務の委託）

第30条 本投資法人は、運用資産に含まれる未公開有価証券の評価に関する業務を以下に記載する者（以下、本条において「受託者」といいます。）に委託するものとし、その名称および住所ならびに本投資法人（以下、本条において「委託者」といいます。）がこれらの者と締結すべき契約（以下、本条において「委託契約」といいます。）の概要は、以下の通りとします。

イ．名称：株式会社日本未公開企業研究所

ロ．住所：東京都中央区八重洲二丁目4番1号

ハ．委託すべき業務の内容：

運用資産に含まれる未公開有価証券の評価に関する業務

ニ．契約期間および当該期間中の解約に関する事項：

- ・委託契約期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は、双方が合意の上行うものとします。
- ・委託者は、受託者が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに委託契約を解約することができるものとします。
 - a . 委託契約の各条項に違背したとき
 - b . 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続が開始されたとき
 - c . 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき

- d. 振出に係る手形、小切手が不渡りになったとき
- ・ 委託者に前記の事由が生じた際には、受託者は委託契約を解約することができるものとします。
- ホ. 契約の内容の変更に関する事項：
委託契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は、双方が合意の上行うものとします。
- ヘ. 報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法：
報酬の金額および計算方法ならびに支払の時期および方法は、以下の通りとします。
 - a. 委託報酬として、各6ヵ月につき150万円を毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に受託者の指定する口座へ振込む(振込手数料は委託者の負担とします。)ものとします。
 - b. 前記a.のほか委託報酬として、毎月末の運用資産に含まれる未公開有価証券総評価額の0.0167%(1円未満は切捨て)を計上し、毎決算期の最初の6ヵ月終了日および決算日からそれぞれ5営業日以内に6ヵ月分を一括して受託者の指定する口座へ振込む(振込手数料は委託者の負担とします。)ものとします。
 - c. 前記a.およびb.の報酬に係る消費税等に相当する金額は、本投資法人の負担とし、各報酬にあわせて支払うものとします。

第6章 投資主総会および役員会等

(投資主総会に関する事項)

第31条 本投資法人の投資主総会は、2年に1回以上招集します。

投資主総会の開催場所は、本投資法人の本店所在地である東京都港区、その隣接地または大阪府中央区とします。

投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集します。招集については、会日から2月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに各投資主に対して通知します。投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、執行役員の1名がこれにあたります。すべての執行役員に欠員または事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたります。

投資主総会の決議は、法令または本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行います。

投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とします。

投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主に限ります。

投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員および監督役員が、これに記名押印するものとします。

（執行役員および監督役員に関する事項）

第 32 条 本投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 2 名以上（ただし、執行役員の数に 1 を加えた数以上とします。）とします。

執行役員および監督役員は、投資主総会の決議をもって選任します。ただし、設立の際、法令の規定に基づき選任されたとみなされる執行役員および監督役員はこの限りではありません。

執行役員および監督役員の任期は、就任後 2 年とします。ただし、補欠または増員のために選任された執行役員または監督役員の任期は、前任者または在任者の残存期間と同一とします。

（役員会に関する事項）

第 33 条 執行役員および監督役員は、役員会を構成します。

役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が 1 名の場合は当該執行役員が、執行役員が 2 名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の 1 名がこれを招集し、その議長となります。

役員会の招集通知は、会日の 3 日前までに執行役員および監督役員の全員に対して発するものとします。ただし、執行役員および監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または省略することができます。

役員会の決議は、法令または本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席構成員の過半数の議決によって行います。

役員会に関する議事については、議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員および監督役員が、これに記名押印します。

(執行役員および監督役員の報酬の金額および支払の時期)

第 34 条 執行役員の報酬額は、1 人当たり月額 1 5 万円とし、毎月末に支払うものとします。

監督役員の報酬額は、1 人当たり月額 1 5 万円とし、毎月末に支払うものとします。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人に関する事項、報酬の金額および支払の時期)

第 35 条 会計監査人は、投資主総会において選任する。

会計監査人の任期は、就任後 1 年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとする。

会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。

会計監査人の報酬額は、年額 3 0 0 万円とし、毎決算期終了月の翌月末に支払うものとします。

第 8 章 その他

(設立企画人の名称および住所)

第 36 条 本投資法人の設立企画人は、以下の通りです。

名称：あおぞらアセットマネジメント株式会社

住所：東京都港区西新橋一丁目 1 0 番 2 号

(設立企画人が受ける報酬およびその金額)

第 37 条 設立企画人は、本投資法人から報酬を受けるものとします。

前項の報酬の額は、2 0 0 万円とし、設立登記完了後 1 ヶ月以内に設立企画人に支払うものとします。

(投資法人の負担に帰すべき設立費用ならびにその内容および金額)

第 38 条 本投資法人が負担する設立費用は、本投資法人に係る投資証券等の印刷費、設立時に発生する登記費用等とし、その金額は 1 , 0 0 0 万円以内とします。

(諸費用の負担)

第 39 条 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が本投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が本投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち本投資法人が承認したものを負担するものとしてします。

前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担するものとしてします。

- 1 . 投資証券の管理事務に係る費用（投資証券の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。）
- 2 . 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3 . 目論見書および要約（仮）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4 . 財務諸表、資産運用報告書等の作成、印刷および交付に係る費用
- 5 . 投資信託及び投資法人に関する法律第 3 4 条の 4 の規定に基づく特定資産の価格等の調査に係る費用
- 6 . 公告に係る費用および広告宣伝等に係る費用
- 7 . 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等（第 3 0 条に規定する株式会社日本未公開企業研究所を含みます。）に対する報酬および手数料
- 8 . 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- 9 . その他前各号に付随または関連する費用

以 上

資産運用の対象および方針

本投資法人規約第12条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。

資産運用の基本方針

運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。

投資事業組合の出資持分への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および証券取引所及び証券取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社のもので、上場または店頭登録後5年以内の株券等（以下「上場株券等」といいます。）への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。

ただし、本投資法人設立当初および投資する未公開企業の公開時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。

資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲

特定資産

a 種類および目的

イ. 有価証券

わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。

主要投資対象とするわが国の株式等とは、以下のものとします。

(1) 未公開株式等

未公開株(証券取引所に上場されている株券または証券取引法第75条に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券以外の内国株券をいう。)

に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）原則として および に掲げる有価証券を対象とする投資信託の受益証券および証券投資法人の投資証券

(2) 上場後5年以内の株券等

わが国の証券取引所に上場している株式の発行会社のもの、上場後5年以内のもの

わが国の証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社のもの(日本証券業協会店頭登録市場等に登録され、取引されている株式)で、登録後5年以内のもの

および に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券(新株引受権証券を含む)、新株予約権付社債(転換社債および新株引受権付社債を含む)

ロ. 投資事業組合の出資持分

原則としてイ(1)の および に掲げる有価証券を対象とする投資事業組合出資の持分

ハ. 有価証券先物取引等

価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引、およびわが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。

ニ. 預金、コール・ローン、指定金銭信託、手形割引市場において売買される手形および金銭債権

余資運用における効率的な運用に資するため、運用することがあります。

b 範囲

わが国の株式をはじめとする証券取引法上の有価証券への投資を、運用資産の純資産額の50%超とします。

特定資産以外の資産

余資運用における効率的な運用に資するため、わが国の法人の発行する譲渡性預金証書により運用することがあります。

運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において運用資産の純資産額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において運用資産の純資産額の20%以内とします。

価格変動リスクを回避するため利用する有価証券先物取引および有価証券オプション取引等は、本規約第17条に従い行います。

同一法人の発行する株式を当該株式の発行済総数の100分の50を超えることと

なる取得は行わないこととします。

有価証券投資

本投資法人は、その運用資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とします。

資産の貸付け

運用資産の貸付けは上場株券等に行うことができます。

資産評価の方法および基準

本投資法人規約第25条第1項に基づき別に定める資産評価の方法および基準は、次のものとします。

運用資産評価の原則

本投資法人は運用資産の評価にあたっては、投資主のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとします。

運用資産の評価は、原則として時価によるものとします。

運用資産の評価にあたっては、継続性を原則とします。

本投資法人は、運用資産の評価にあたって、評価の信頼性の確保に努めるものとします。

運用資産の評価方法および評価額は、開示を原則とします。

なお、本投資法人の決算にあたって作成する計算書類等は、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」、社団法人投資信託協会の評価規則、本投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い作成されるものとします。

証券取引所に上場されている有価証券

上場証券取引所における終値により評価することを原則とします。ただし、評価日において終値がない場合は、気配値で評価することができるものとします。また、評価日において気配値もない場合は、直近の終値又は気配値で評価することができるものとします。

東京市場を含む二つ以上の市場に上場されている有価証券については、東京市場の評価相場で評価することを原則とします。

東京市場を除く二つ以上の市場に上場されている有価証券については、社団法人投資信託協会が決定した市場の評価相場で評価することを原則とします。

店頭売買有価証券および上場予定有価証券ならびに店頭登録予定有価証券

店頭売買有価証券の評価は、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格として日本証券業協会が発表する評価日の基準値により評価することを原則とします。

上場予定有価証券および店頭登録予定有価証券の評価は、評価日の気配相場で評価し、評価日に気配相場がない場合には、直近の気配相場で評価することを原則とします。ただし、気配相場の発表が行われないものについては、取得価額で評価することができるものとします。

未公開株式等

未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。

また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、以下に従い保有未公開株式等の評価を行います。

運用資産についてより透明性を増すために、第三者機関の評価を採用することを原則とします。

時価として付すべき価格の計算方法として、ディスカウントキャッシュフロー方式（DCF方式）および類似会社比準方式の併用を原則として、収益還元方式と類似会社比準方式の併用、類似会社比準方式を個別事例の特色に併せて採用することを基本とします。

投資事業組合の出資持分

投資事業組合の持分の評価にあたっては、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。

また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、投資事業組合の純資産額から算出された単位当たりの持分価額で評価を行います。

その他

上記に定めがない場合には、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則」、社団法人投資信託協会の評価規則、本投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をもって、運用資産の評価を行うものとします。